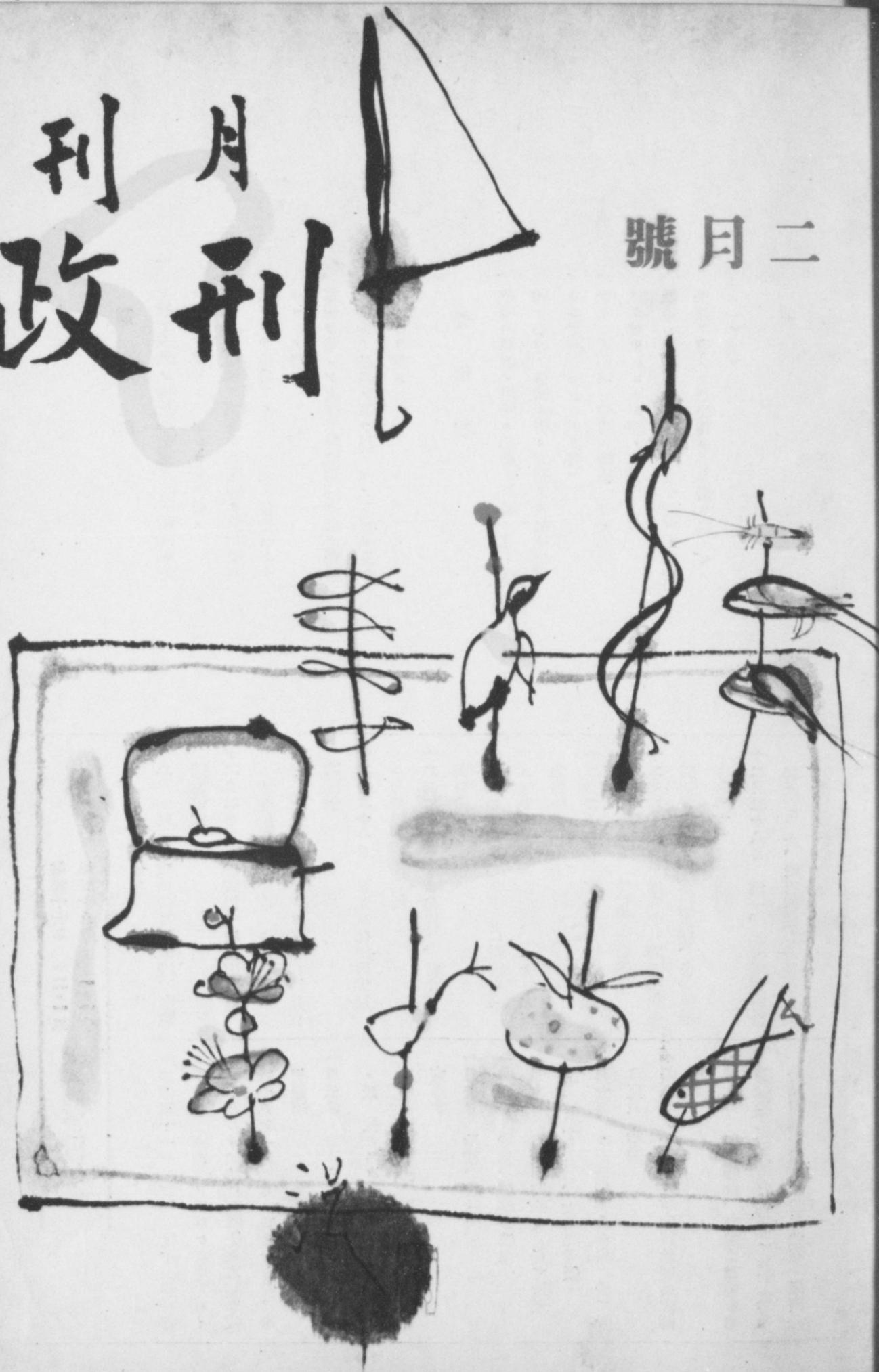


刑月 政刊

二月號

昭和十八年一月二十八日印刷
昭和十八年二月一日發行
第五十六卷 第一號
（日本標準規格B列五號）





月刊刑政

決戦の年であり、人の一人が惜しまれる。所謂構外作業が始められてからすでに久しいといつてよい。しかるに、最近に行はれるそれはその組織を特に鮮かに「報國」「奉公」隊なる名の下に施行せられる。行刑の一大展開であり、まさに行刑實踐のコベルニクスの轉回とも謂ふべきであらう。何故か。

惟ふに、刑罰は應報であるとせられた。行刑は教育であるとせられる。何れとして、受動的・他動的なものである。行刑が教育であるといふことは不動のこととして、さて、いま、新たに、行刑のさ中において、刑罰執行の過程において、受刑者の身を以てして、克く國に報ずるの行を行せしめむとするのである。直接に國に報ずるの業に参加せしめつつあるのである。受刑せれ自體がそのまま、旗印も鮮やかに、國家緊急の要務につながることもなつたのである。勿論、そこには、受刑者それ自身の素地が今日充分に自覺的であるに由ることをゆめ忘却し、埒外においてならぬのであるけれども。

この場においては、それは、最早に教育でしかないものではない。この場においては、教育を超えたものである。當然に受刑者としての感激が光り、發奮が見られることとなつた。まことにさもあるべきである。

そして、そこに、刑務官の働きとしても著しい變化が生れてきたわけである。刑務官の職責の大きな止揚が爲されたのである。われわれは飛躍しなければならぬ。今こそ自ら高く矜持するところがなければならぬ。一人一人が報國行の陣頭に指揮せよ、指導せよ。

刑務訓

- 一、聖旨ヲ奉戴シ盡忠奉公克ク其ノ職域ニ於テ聖業ヲ翼賛シ奉ランコトヲ期ス
 - 一、堅忍持久艱難ヲ克服シ率先範ヲ垂レ受刑者ヲシテ光榮アル皇國臣民ニ復歸セシメシコトヲ期ス
 - 一、官紀ヲ重シ上命下服協和一致克ク刑務官精神ヲ昂揚シ寡ヲ以テ其ノ重責ヲ果サシコトヲ期ス
- ### 受刑訓
- 一、我等ハ無疆ノ皇恩ニ感謝シ皇國ノ道ヲ體得シ心身ノ修練ニ努メ光榮アル皇國臣民トシテ更生センコトヲ誓フ
 - 一、我等ハ明朗以テ作業ニ精勵シ勤勞報國ノ誠ヲ效サンコトヲ誓フ
 - 一、我等ハ同胞親和ノ本旨ニ遵ヒ紀律ヲ守リ禮節ヲ重シ團體精神ノ昂揚ニ邁進センコトヲ誓フ

昭和十七年 二・二・一五
昭和十八年 一・一・一〇

重要日誌

- 十二月十九日 獨伊佛首腦會談、南歐問題協議
- 十二月二十日 汪國民政府主席入京
△重光駐支大使歸朝 △陸軍カカルタ初空襲 △ジャワ最初の軍政會議開催
- 十二月二十一日 日泰文化協定實施
△思想戰研究所開所
- 十二月二十二日 天皇陛下、汪主席に御會見
- 十二月二十三日 大島島に敵機來襲
△海軍南洋に活躍 △大日本言論報國會發足
- 十二月二十四日 ダルラン暗殺さる
- 十二月二十五日 陸軍雲南驛連爆
- 十二月二十六日 第八十一回帝國議會開院式舉行 △東條首相、各省幹部に戰時官吏道を訓話
- 十二月二十八日 第一、三井兩銀行合同及び三菱、第百兩銀行合併決定
△敵産取扱令公布
- 十二月三十一日 安田、晝夜兩銀行合併成る △海軍メラウケ猛爆 △インドビルマ國境に蠢動する英軍擊摧
- 昭和十八年一月二日 陸軍、永安、贛州爆撃
- 一月三日 駐日ドイツ大使更迭(オット氏に代りスターマー氏新任) △米政府白書を發表、獨善的外交政策を宣傳す
- 一月四日 陸軍、桂林爆撃
- 一月五日 陸軍、韶關を連爆
- 一月六日 塚田中將中支に於て戰死(十二月十八日)、大將に進級
- 一月七日 ル大統領議會教書に於て對日反攻を要請
- 一月八日 大元帥陛下陸軍始觀兵式御親閱
- 一月九日 國民政府、米英に宣戰を布告、戰爭完遂協力に關して共同宣言、帝國租界を還附、治外法權を撤廢

目次

主 張	表紙「寒 日」	初山 滋
刑政對談		(一)
行刑に對する信條(一)		(二)
就業者轉業に關する考察	井上信太郎	(三)
又サ・カムバンガン島視察記	東 邦 彦	(四)
行刑の日本の性格	加藤武雄	(五)
二戰場の決定的性格	林 秀 二	(六)
莊子物語	聰 八 郎	(七)
溫故知新	佐伯復堂	(八)
清浦伯と行刑(上)	大石 武	(九)
「監獄費國庫支辨問題の頃」	島 正 雄	(一〇)
作業課長協議會	俣壇・歌壇	(一一)
刑務所だより	書 道	(一二)
東京通信	例 規	(一三)
時事トピック		(一四)

刑務作業視察
現地座談會

刑政對談

〔前記〕 現地視察旁々職員並に受刑者激勵のため、正木行刑局長は小川書記官を帶同、同じく視察を兼ね受刑者への講話を快諾された作家吉川英治氏を案内して、二十一日午後四時千葉刑務所〇〇作業場に到着。やがて一日の作業を終へた外役就業者を待ちうけ各班毎にその勞を犒ひ、それより作業場を一巡。五時から吉川氏の講話あり、一時間餘にわたる情味あふるゝ熱演は、受刑者一同に非常な感激を興へた。右終つて夕食(受刑者調理)、それより一行の眞摯な對談が行はれたが、こゝに掲載したのは、

七時頃より翌朝午前零時過ぎに及んだ對談のうち、およそ八時より九時過ぎまでのそれを速記に録したものである。場所は作業場内看守宿泊室。傍聴者は鹿島看守長等四五名の人々であつた。(記者)

又八がお尻を叩かれる刑罰が出て来る。吉川 さうでしたかね。正木 又八と朱實がつかまつて管刑をやられる所があつたね。あれは管刑の何かお調べになつたものがあるのぢやありませんか。吉川 ありません。尤もそれは徳川時代の色々な隨筆物なんかにはちらく見えますし、まあ又八の反省の中では、同じ意味で、他力的に管刑が加へられたり、又自力的に一々自分で煩悶して管刑を加へたりしてやつてゐるのです。たゞあれは、自分の作意としますとね、結局人生の一つの人間達成の目標に行くのに、斯う出掛けた人と、また別の反對な道を出掛けた人、又は中庸を行つた人、色々な人物を假定しましてね、そしてもう既に小説を読む人の中には又八的な人生の道を半分來ちまつてゐる人が澤山あるわけですね、さういふ人があ

藏、それから管刑は又八ですよ。禁錮といふのは自力の改善が出てゐるのですね。あれを讀みますと、ズツと色々考へて、實にあの所が出るたびに、あそこでお行儀をよくしてやつたり、あゝなると刑罰といふものは外から威嚇とかなんかで直すのぢやなくて、自分自身で直す一つの手段に見えるのです。それが今度は又八の管刑の方にありますと、あれは本當に、朱實と二人お尻を叩かれて、痛い目と、それから一般的な豫防、あれが出てゐるんですよ。それでこれはわたくし流の解釋ですが、要するに刑罰といふものは、自力的に行くのと、それから他力的でなければ効果の現はれないのと、さういふ所がよく見えますね。吉川 僕はさつき收容者たちには話しましたがね、僕の書く小説には全く終ひまで遂に悪人だつたといふ人間がないのですよ。

それはさつきは審かに話せませんが、それが自分の氣持から言ひますと、つまり小説をつくるといふ、この小説といふものは、紙の上の實社會なり國家なりを假設して、その中に本當に生々しい人間を生活させるといふ仕事なんです。さうすると、その中には謂はゆる悪といふ人間もゐないと、小説そのものが構成できないのですよ。だから結局謂はゆる悪といふ型の人物も登場させるのですが、登場させてこれを描いて行くうちに、僕のはどうしても、悪を描きつゝ、いつのまにか、それが意識的にでなくですよ、知らず識らずに善性になつてゐるのですよ。これはどうも僕の作品全部を通じてのことらしいです。黒岩涙香なんかの小説を見ますとね、探偵小説なんか書

武藏的な人生修練と達成をやらうと思つても、それは逆も出直せない立場にもあつたり、それから自分の性格からも行けないといふやうなことからために、斯ういつた道から斯ういふ風に達成が出来るといふ、つまり武藏と反對な道にある人生も描いて見たんですよ。正木 然しあれは正に保安處分入りのものだね、又八は。あれは實にいゝモデルですよ。吉川 矢張り謂はゆる凡夫ですよ。正木 それで私は今思ひ出したのですが、あなたの『宮本武藏』の中には禁錮と管刑とがあるんですよ。禁錮は宮本武

日時 十二月二十一日夜
場所 千葉縣〇〇作業場
對談者 作家 吉川英治

司刑局長 正木亮
司法書記官 小川太郎
千葉刑務所長 根田兼治

いであますから、悪人が澤山出ます。ところが涙香のは、筆者が青筋立て、その中の悪人を拉して来て、讀者よといふ風に呼びかけて、斯かる悪業非道の人間が世にあらうか、殘虐非道憎むべきこの鬼畜は——といふ風な強烈な文字を繰返して、讀者にその人物の悪なることを強要してゐるのですよ。あれはつまりその小説に讀者の力瘤を入れさせる意味に於ては非常に効果的なんです。然し僕のやうな場合ですと、悪人であらうと何であらうと、その人間の心情から血液まで探り入つて描いて行きますとね、僕の力ではどうしても本當に徹頭徹尾の悪人といふものにはなりきれないのですよ。さうかといつて涙香みたいの書き方はしたくないし。正木 それはあなたの性格ですね。それが性格だと思ふのは、私が断定するのは、私が断定し

てはまことに相濟まんのですけれども、私がさうです。私は、まあ刑法の學者の中では、刑罰は教育でいゝんだといふことを始終言つてゐるのです、それでみんなにまるでこづき廻されるのですがね。ところが私は、刑事政策でも監獄の理論でも、犯罪人を終ひまで殺したり殘虐にしたりするといふことを逆も書けないのですよ。また私もね、矢張り人間は直せるのだとかいふやうにしか書けないのです。ですから、まあ外國のものが主として材料であつたのですけれども、外國のもの、中でも、私の性格では犯罪人を直す文献ばかり漁り書いてゐるのです。それでまあ行刑局から出て

後に私が検事局に移つてからも、日本のものを頻りに讀んでゐますがね、聖徳太子様だとか、或は白河樂翁公だとか、徳川のものだとか日本書紀だとかいふものを漁り讀んでゐますけれども、私の頭にズツと記憶に残るものは、聖徳太子様と云へば矢張り「人尤だ悪しきもの鮮し」。斯ういふ所から聖徳太子の教育刑論が頭にくつて來るのですよ。それから松陰先生のものも讀めば「教學を興し工作を勸むる」といふやうなことを、教育刑の所だけしか私の頭には入つて來ないのです。だから、それは矢張り人が言ふやうに、悪人といふものがあるんで、悪人といふものは刑罰でウンと懲らしめなければならぬのだと云ふことを正しいのだと思ひますけれども、私の性格ではそれを材料に扱つて書いたり考へたりするといふことは逆も出來ないんですよ。吉川 だから僕の性格から言ひますとね、この「刑」の字一

字の僕の目への映り方で、ね、觀念の映り方も、それから自分の考へ方も、この「刑」の字が違ふやうな気がするのです。何か僕は自分だけが先

倫理刑

それはなぜかといふのに、自分の文學がさういふ傾向を持つ、自分の作品がどうもさういふ風になつてしまふといふ性情からあるのですが、また今度は自分の幼少時分からの心の過程を探つて考へて見ると、矢張りそれがさつきひどく思ひあたつたのです。汽車の中であなたが言はれた、つまり僕の考へ方は倫理刑といふ、あれなんです。で僕自身、小さい時の家庭の、これは刑といふのぢやないでせうけれども、親爺の教育なんかを見ますとね、非常に厳格な、謂はゆる武士的な型の中に嵌めきるといふやうな厳しいあれだつたのです。それで私は小さい時からでも

天的に持つてゐるものでこの「刑」の字を見たり解釋したりしてゐやしないかといふ疑ひを自分で懐くこともあるのです。

悪いことを犯した時に受けたつまりお仕置ですね、さういふものは、今でもそのお仕置を一つ／＼覚えてゐるほど、謂はゆる嚴罰を喰つてゐるのです。そして今日顧みてどれ一つとして有難く思ひ出せないものはないので、それを思ひ出してゐるに有難いお仕置ばかりなんです、そんな嚴罰がね。それから今度は、自分が少し成長してからは、その當時家が没落して父が病身になりました、それで親爺が病弱だつたといふ風な家庭の、僕は長男で、僕の下には七人ほど弟妹があつた、その小さい弟妹たちに、親爺は「兄を父と思へ」と斯う言ふ。私はさう

いふ過程を通つて来たのですが、さうするとその多くの弟妹たちの中に矢張り又八みたいの者や色々な者が出来るわけです、それに對して僕がやつたことは、矢張り親爺のやつた通りの嚴罰主義だつたんですよ。そして實際或る場合には、どう意見をしても抱いてやつてもお尻を拭いてやつても駄目なんで、これはあとで自分でも何か一寸きまりが悪いんですけれども、親爺の位牌を持つて来てビシ／＼本當に殿つた弟なんかもゐるんですよ。さうすると、それでも直らなかつたりしたのですが、だんだん年を取つて今日になつて見ると、僕はいつでも自分の家庭を人に話す場合に僕が一番感謝して話せることは、誰一人として、僕の弟妹なり身寄りの間には謂はゆる悪といふ人間が一人もゐないことだと言つて、僕はいつでもみんなに、自慢ぢやないのですが、感謝して話すのですよ。けれども、こゝへ来るまでには實に言語道斷なあれ

を執つたのもゐるのですよ。然しさういふことがあるので、矢張り僕なんかも、思想的にも、それから今言つた「刑」といふ一字を見るにも、何か自分だけの解釋を作つちまつてゐるんぢやないか、そしてそれがあまりに狹義ぢやないかといふことを始終反省してゐるわけなんです。正木 それは私もいつばしやつたものですからね、親爺に藏へ入れられて宮本武藏にされたこともあるのですよ、さうして藏へ入れられて出して呉れないものだから、藏の中で小便をしたりしたこともあつた。これは僕が前にこの作業場でも話したことがあると思ふのですが、私の家は一軒家で、まはりに他家の畠がある、そこに薩摩芋が植はつてゐる。さうすると、あれは十月頃になると根が付いてしまふものだから、どのくらゐ根が付いてゐるだらうと思つて、あたりを見い／＼一寸掘つたことがあるのですよ。それを兄貴と親爺に見つけられ

てお灸を据ゑられてギユウギユウ言はされたことがありましてね、これを囚人に話してやると囚人が非常に面白がつて笑つたんですが、私はさういふ折檻を受けたりしませんでした。

それを今こじつけて私が解釋するのかがどうか分りませんがね、私は藏に入れられたことによつて自分があゝいふ不良少年時代から今日のやうになつたとは思はないのです、それから又お灸を据ゑられたといふ謂はゆる刑によつて直つたとも思はないのです。ただ、さういふことをやつて、それをやりながらそれに附加して色々親爺が「お前の兄は海軍の軍人ぢやないか」といふことを言ふのです、さうすると知らず／＼のうちに家の名折れになるといふことが頭の中に沁み込んで来た。私が犯罪人にならなかつたといふのは、折檻されたことによつてならなかつたのぢやなくて、折檻に伴つて色々起るところの、家族の名折れとか、

さういふものが自分の心に湧いて来る、謂はゆる家族に對する倫理觀ですね、これが犯罪を喰ひとめるやうになつて来たのぢやないかと思ふのです。そこで、これはあなたのお書きになつたもの、批判になつて恐れ入るのですが、武藏があそこで驚城の中に入つてやつてゐるですね、あの時にあそこに坐つてゐることで武藏が人間が練れたといふ、あの中で武藏が色々な善を考へたらうと思ふのです、それで武藏といふ人が心の大成をしたのだと私は思つてあれを讀んでゐるのですがね。私の倫理刑と云ふのはそれを言つてゐるんです。

一罰百戒とかよく謂ひますけれども、根性の非常に悪い奴は叩かれゝば叩かれるほど悪くなります。累犯者がどんだん十五犯も十六犯にもなることは、これは刑罰を加へれば加へるほどなるのです。答刑でも、私は大連で見ましたかね、答刑十三犯といふのが

みるのです。さういふのは一つもたへないのです。叩かれゝば叩かれるほど悪くなるのですが、あれが一べんの答刑でスツと直るといふのは、あなたの仰言るやうに、善なるものがあるものから、それを考へつき思ひついた時、その倫理觀に到達した時に刑罰の効果が本當にあるも

「刑は形なり」

小川 いま吉川先生は、「刑」といふ字の有つてゐる感じといふものが非常に違ふだらう、或は御自分のお持ちになつてゐるのが他の方より違ふかもわからんと言はれたですね、その「刑」といふ字は矢張り吾々が今まで見てゐたのと非常に違ふやうに私も思ふのですかね。

正木 どういふやうに。小川 東洋が有つてゐる「刑」といふあの字といふものは、今西洋の學問が入つて来て以後の刑法學者の考へてゐる「刑」

のだと思ふのです。よく應報刑だとか教育刑だとか云ひますけれども、特に日本人なんといふのは、その倫理觀といふものを意識せしめるやうにしたら、どんな軽い刑罰でもいゝ、又どんな重い刑罰でもいゝ、成功するのぢやないかと思ふのですがね。

といふものと非常に違ふものだと思ふですね。正木 それはきつて違ふね。小川 「刑は形なり」正木 「刑」といふ字は治形といふのです。小川 「刑は形」、それから「治の體なり」といふ言葉がある。さうすると、その「刑」といふのは一つの具體的なものなんです、具體的な政治状態といふやうなものであるのです。ところが「刑は刑無きを期する」、これは刑は具體的なものを持つてゐるはい

けないといふ。刑は形であつてはいけないといふのは、刑は形を具へてゐるものだけだといふことなんです。どつちかと云へば、マナーリズムではいかにいふことなんです。吉川 僕なんか、さつき言つた「刑」の字の先入感を言ひますと、「刑」といふ字をひつくり返して見ると直ぐ「愛」といふ字になるやうな氣がする。「愛」といふ字が裏にない「刑」といふ字は、僕にはその言葉がわからない、さういふ氣がするですね。さうでなければ、それぢや何のために刑するのかわいふ風に問ひ返したいのです。若しか「刑」といふ字の裏が「愛」といふ字でなかつたならば、この刑は一體何のためにするのかわいふ言つて問ひ返したいやうなものを僕は持つのです。それで僕は、ハツキリとその裏に「愛」を持つてゐる「刑」といふ字ならば、これは僕な

んかの感じでは、嚴罰とか輕罰とかいふけぢめは大した問題ぢやないのです。嚴罰で、自分の氣持の上からそれが苛嚴に過ぎようと、それはその時の寧ろ愛のあふれだといふくらゐのものでなくぢやならんと、さう思ふのです。それが本當に鐵の管で打つても、受身の味が違ふと思ふのですよ。正木 それはさうですね。吉川 これは感ずるのですよ、平手でビシヤツとやられてもね。

私もそこへ行くと思ふのです。要するにあなたの仰言つた「刑」といふのは、人間はみな善性なんだ、それを間違つたんだ、元の善性に歸る或る一つの動機を、或は監獄に入れることによつて與へてやり、或は尻を打つことによつて與へてやり、さういふやうに刑罰によつて元の善に歸るといふ、あれは仲立になるのでせう。ですから結局、刑罰といふものは、彼等が善性に

歸るのに一番適するものを選んで刑の種類にする必要があるのですね。

吉川 さういふわけですね。

正木 ところで結局、監獄なんが止めて、みんな石川島造船

一 殺多生

吉川 だから、さつき汽車の中で話があつたやうに、つまりどうしても一殺多生——多生でなければ、その一殺の刑といふものは非常に意義が狭いと思ふのです。それが日本の謂はゆる刑といふものぢやないかと思ふんです。

正木 私も近頃そのつもりでやつてゐるんですがね。例へば今までの監獄刑といふものは、監獄は赤煉瓦で、その中に入れて、獨房と雜居房と、外國から做つた同じ繋ぎ方で、それで工場の中で仕事をやつてゐたわけで、マンネリズムになつてしまつて、千葉

所でも何處でもいゝ、大東亞戦争下に於て全部お國のために働くこと即ち刑といふことに持つて行くことが彼等を本當の日本人に立ち歸らせるんなら、それが一番いゝのだといふのですね。私もさう思ふのです。

の刑務所も同じ、今度新しく建てても同じ、仙臺へ行つても同じことをやつてゐたんです。これでは一つも他に反響がない。だから、千葉の刑務所ぢや、その囚人だけ直る者もあるかも知れませんが、それも、それによつてあなたに言はれる多生ぢやないんです。ところが近頃私たちが、石川島なり何なり、あゝいふやうに思ひ切つて野放しにして働かす、それから或は此處の〇〇でも、あゝいふ風に軍歌を歌ひながら思ひもそめぬことをやつてゐる、さうしてあ

れを全國に分らせつゝあるのですね。さうすると、他の監獄に入つてゐる連中は、うまくやつたらあそこへ送られる、あそこへ選抜してやつて貰はうといふので、同じ監獄の中にゐても燃えあがつて、それが自ら進んであの奉公隊に入らうといふ希望を持つことによつて、そこに多生の意義が非常にあると思ふのです。

吉川 それは非常にあると思ひます。だから、けふはさういふ意味で、僕は非常に、自分の文學者的な、これは刑法に對する理想といふより或は空想ぢやないかと思つてゐたところが、さうぢやなくて、矢張り實際に斯ういふ風に實行し得るものなんだといふ、さういふものを見て迎も愉快になつたんです。

正木 それでこのあひだも仙臺で、私は奉公隊の組織に就いて囚人に話してやりましてね、お前たちは一生懸命やつたらさういふ所へ入れて貰へて、その時から本當の兵器とか軍艦を造れる身分になるの

だと、斯う言つてやつたことによつて囚人といふものは非常に浮いて来るんですね、そこで刑罰といふものが運用も、さういふことが現在許されるならば、さうやつて、なるべく刑罰といふものも千葉なら千葉だけで成功しようとか、或は仙臺なら仙臺だけでやらうとかいふことでなしに、自分の所でやつてゐる刑罰といふものが他の模範になつて、みんながズツとそれに做つて直つて行くといふやうなものをやらなければいけないんです。

吉川 さうですね。

正木 さういふことを僕は刑務官連中に要望してゐるんですけれどもね。

吉川 僕は矢張り字義通りの法律と簡條書ぢや、天皇のお仕置を代つてすることは出来ないと思ふんです。然し、大御心といふものを刑法上に活かすといふことは實に難しい事なんです。

小川 ですから、法律で決められないものを決めてゐるといふ形を吾々でも感ずるので

がね、法律で決めるべきものでないものを、そこに刑といふもので決めてゐるやうに思へるのですが、そこに近代的な刑法といふものゝあれがあるのですね。

吉川 それは、だから、謂はゆる刑法の文字にないことは、一々以て 大御心に照らし、これは 大御心であるかないかといふことを判断すれば、それが非常に明瞭なんぢやないかと思ふのです。そして若しか刑法上こんなことは例外ぢやないかと思つても、然し自分としては、字義には無いけれども、それを自分の胸中で 大御心に照らして斷じて信念して行つた事だとしたならば、それを、官吏の失態だとか間違ひだとかいふやうなことで小さな事にこぼはつたり咎め合つたりしてゐるやうなことでは、これからの本當の生きた仕事といふものは出来ないと思ひます。

僕は寧ろ、この文字の無い所に、本當に 大御心に照らして爲すべき、治ねき、つまり餘白ですね、許されたる大き

な天地があると思ひますね。

正木 それから、これは行刑でもあゝいふものを立直したと私は思ふのだけれども、日本の歴史をズツと見てみますとね、僕は日本の歴史から刑罰といふものを嫌はれてゐるお上はないと思ひます。

それで、外の國でも大赦だとか恩赦だとかいふものが澤山行はれてゐますけれども、日本から恩赦が行はれてゐる國はないですね。

それからこの恩赦は、これは佛教が入つたせゐでもありますがけれども、例へば、天皇様が、御妃が御病氣になられますと、御妃が御病氣になられたのは御自分の御仁徳が足りないのだといふ御考から大赦をやつて居られますね。それから太政大臣が病氣になると、太政大臣が病氣になつたのは仁徳を施さないからだといふので大赦を出しになるし、結局、刑罰を加へて閉ぢ籠めて大御實を苦しめるといふことが非常に不吉だと考へておいでになる御詔勅なり何なりが随分ありますね。殊に

聖武天皇様などは、監獄の邊をお通りになつたら、矢張りあの時代でも非常に窮めたと思ひ、監獄の中から囚人の泣き叫ぶ聲が聞える、さうしたら直ぐに侍従をお遣はしになつてお取調べになつたところが、囚獄の役人がそれを打つたり叩いたりしてゐたといふので、これを全部獄から放せといふ勅令をお降しになつてお放しになつたとか、さういふことが随分あります。

それでズツとやつて来て見ますとね、要するに日本の國に残虐なる刑罰が行はれてゐるのは、幕府にしろ何にしろ、役人といふものが、大御心をよく理解しないで自分自ら刑罰を拵へてやつてゐるのですね。

だから矢張り、明治天皇の御詔勅にも、今日あなたが囚人たちに仰言つた 陛下の赤子であるといふやうに、一人その所得ざるときは皆朕が罪なりといふ御言葉、あゝいふ御考が昔からズツとあらせられた。それだけはおかしくない。本當にあれば自分の

子供のやうに可愛がられるので、さういふことが詔勅集を見ても何を見ても非常に多いんです。

吉川 だから要するに 陛下の赤子が 陛下の赤子を載く。それから吾々庶民階級の小さな家庭にとつて見れば、つまり僕の父が病に倒れると、長男の僕を指して、小さい弟妹たちに僕を父と思へと言ふ、さうすると僕は父になつた氣でつまり兄が弟妹を載く、それから刑する。斯ういふやうに日本が家族制度の國家であることが不動であり動かし得ざるものとする、矢張りどうしてもさういふ結論に行くと思ふんです。つまり家族制度の國家ですからね。だから僕は倫理刑といふものは、僕の身の上ではどうしてもさう信念されるのですよ。

だけど、僕ら門外漢の考へ方で言ふと、つまりいま日本の各部門——司法部ばかりでなく、文學でも美術でも産業でも、各部門に、内容的に一つの非常に大きな變革を云ひますか、自覺と云ひますか、

法律制度

さういふものが来てゐますね。それが、いま何か非常な鐵則が並んでゐるので、そこではつまり自覺が起つても、これが具現されて行くことが非常に遅々のやうな氣が僕はしてゐるのです。

その氣持の中では、何か、曾ての謂はゆる翻譯的な、直譯的な刑法とかいふ司法ぢや、將來に於て本當に今言つたやうな大きな使命が遂げ切れな

正木 さういふ點がありますね。それは何と言つても日本の法律制度といふものは、明治初年以來外國の型を採つてゐますからね。ですから、どうしても一遍はあれを根本的にほいて、抜き讀みでなしに、本當の意味の日本の古代からの刑罰制度なり或は犯罪問題なり色々の問題をしらべてやつて、それで若し日本の國民性に本當に合ふなら、三審制度とかあゝいふものを廢めて昔のお奉行さんのやうなことが國民に合へばそれを探つてもいゝし、それから又刑罰でも、今のやうな制度を止めて人足寄場のやうなものに

するのが合へばそれにした方がいゝし、といふので、これは徹底的にやつて行かないと、いつまで経つても和洋折衷ですよ。

正木 私もさう思ひます。だから本當に日本のためにやるのには、結局さういふものにこだはらずに、許される範圍に於て太つ腹に、本當に國のためだと思へば思ひ切つてやれるのですから、そこまでみんなが進んで行くやうに勇氣を

持たないと駄目ですよ。
 吉川 さうですよ、さうしない
 と一殺が出来ても駄目です。
 つまり一殺は事務的に出来あ
 がる、然し多生は事務的には
 出来ません。
 正木 だから、見方によりまし
 と、これは明治維新とそれか
 ら日清戦争前後の教育界の改

日本歴史のイロハから

私もそれをつく／＼考へて
 ゐるのですがね、それで私は
 えらい轉回をやつてこの頃は
 日本の昔からのものばかり讀
 んであれしてゐますがね。と
 ころが一番妨げになるのは、
 近頃の改革論者——大いに日
 本主義者と號する者で、それ
 は本當の根本は西洋から來た
 現代の法律制度に、その解釋
 とか色々なものを加へて、日
 本のは聞き読みか抜き讀
 みでそれを一寸くつつけて、
 それで謂はゆる日本主義で行
 つてゐるのが多いのですよ。
 そこで私は、さういふもの
 を根柢からぶち毀して、さう

革とか、あゝいふ時みたいの
 やうに、私共も案外やりすぎ
 て首を切られる時代が來るか
 も知れませんが。然しそれく
 らゐの勢ひでやらなければ出
 來ません。いくら大東亞戰
 争になつても、そこまで行か
 ないと轉回はしませんな。

いふ連中を退かせて、徹底的
 に私共が日本歴史のイロハか
 らもう一遍やり直し、今から
 國民學校一年生になつて文科
 大學を出るまでのつもりで日
 本歴史をズツとやつて、今迄
 やつたことはみんな忘れてし
 まつて出直したら、本當に立
 派なものが出来ると思ひます
 かね。然しこれはなか／＼難
 しいですよ、吾々が今まで何
 十年間やつて來た法律とか制
 度といふものを忘れることは
 難しいですね。だが、この際
 だから、全部さういふものを
 忘れて、純日本のものばかり
 涉獵して徹底的に讀んで、そ

れだけに基いて考へた制度を
 一つ排へて行くといふやうに
 して各部門が行かなければ、
 本當の大東亞の盟主にはなれ
 ぬと私は思ひますね。
 吉川 況してや南方その他の大
 きな諸民族を擁して、結局そ
 れを裁くのも日本でやるとい
 ふ立場になれば、尙更だと思
 ひますね。
 そしてまあ直譯的な刑法ぢ
 や、僕等は何も知らないですけ
 れども、直觀的に考へても、
 結局は道義とか廉恥とかいふ
 ことは少しも犯罪の對象にな
 らなくて、つまり謂はゆる對
 物象的な犯罪が出来てゐない
 と犯罪にならないといふやう
 なのぢや、矢張り本當に足ら
 ないのぢやないかと僕は思ひ
 ますね。

それよりは寧ろ、今言つた
 やうな日本の大きな立場にな
 るとすれば、日本の國民とい
 ふものもつと高く持たさなけ
 ればならないものは、矢張り
 道義とか廉恥とかいふことぢ
 やないかと思ひます。
 なぜかといふのに、この大

刑務官と文學者

小川 一寸、問題を變へて何ひ
 たいのですが、行刑をやつて
 行く人々が持つ生活態度なり
 囚人に對する氣持なりは、こ
 れは普通の教育者たちの態
 度、氣持と同じでいふもので
 せうか、それとも違ふものな
 んでせうか。刑務官といふも
 のに就いては教育者的なもの

を純粹に要求されてゐます
 か、どうですか。
 吉川 僕はもう刑務官といふも
 のは、矢張り、吾々が生涯賭
 けて精進してゐる對象であ
 る、何といふか、人間といふ
 ものを見ることに於て、文學
 者と同じぢやないか、殆ど違
 はないと思ひます。そして、

つまり法律の文字の方を生涯
 具さに見てゐたつて、そこか
 ら本當の湧き出づるものが出
 て來ない、それか人間の中に
 化されて初めて法文といふも
 のは血が通つて來るわけです
 から、さうすると結局、矢張
 り文學者があくまで人間を對
 象にして、もう土中の中の白
 骨となつた過去の人間の、そ
 の白骨の中にまで滲り込んで
 その血液を探らうとしてゐる
 のは、結局人間の眞性を知ら
 うとする努力なんですがね、
 それとも本當に同じなんぢ
 やないかと思ひますね。
 正木 それは、刑務官が人間の
 眞性を知らうとしなかつたら
 終りですね。

それから、それに對する方
 法があるのですがね。これは
 近頃のやり方ですが、今度石
 川島とかあゝいふ所へ出す者
 は、一番良い受刑者を出すこ
 とにしてゐるのですよ。
 今にでも假出獄になりさう
 な者を選んでやるのですが
 ね。そんな立派な者を選んで
 やるのでも、これが例へば強
 盜強姦とか殺人とかいふ罪名

に刑期をくつつけて強盜強姦
 懲役十年何某、強盜懲役五年
 何某といふことを書き出して
 その名簿を石川島へ持つて行
 つたら、そのことだけで向う
 はピンと來るのですよ。そ
 こで折角良い者も、向うでは

その罪名だけで打棄つて今度
 は悪人として扱ふ。それで私
 はそれを非常に恐れて、小川
 君なんかにも、向うへ出すも
 のは刑期は出してもその罪名
 だけは出さなると言つ
 て、罪名を伏せて向うへ出し
 てあるのですが、さういふや
 うな心遣ひは、これは教育者
 でなければ考へのかめ心遣
 ひですが、どうしても私は、
 刑務官といふものは、さうい
 ふ心遣ひのよく出來るやうな
 刑務官を作つてやりたいと思
 つてゐるのですがね。

小川 所長、どうです。
 根田 吉川先生に、これは私の
 方からの質問ですが、折角お
 宿をお貸ししたんだからその
 宿賃を置いて行つて貰ひたい
 のですがね。(哄笑) 先刻のお
 話では、先生は初めて收容者
 の構外作業といふものを御覽

になり、且つ又これも初めて
 收容者にお話をなさつたとい
 ふのですが、そのお感じをこ

私の見た收容者

吉川 それは何といつても、な
 んと言ひますかな、吾々の氣
 持はいま非常なものに差し迫
 つてゐます、それはつまりこ
 の一瞬も忽せに出來ない戦争
 といふことですね。
 それが、此處へ來て直ぐ感
 じたことは、兎に角青空の下
 に晴れてあの大きな〇〇〇を
 建設してゐるといふこと。こ
 れは吾々の觀念では、この頃
 自分たちの子供を見てもさう
 ですが、近所に赤ん坊が生れ
 たといふことを聞いても、あ
 ら日本人が一人殖えたといふ
 ことで、他人が子供を産んで

も嬉しさを共に感ずる時です
 からね。それが私たち、國民
 の今の一般觀念ぢや、囚人と
 云へば、矢張りまだ曾つての
 やうに牢獄の中にキチツと消
 極的なお仕置を受けてゐると
 だけみんな思つてゐるだらう

こに一つ述べて置いて戴きた
 と思ふのですがね。

と思ふのです。ところがあゝ
 いふ風にみんな大變な力を出
 して働いてゐるのを見ると、
 こゝに數百、數千の日本人が
 一べんにこの地上に生れて味
 方の陣營の中でこの戦争に一
 緒に働いてゐるのを見たとい
 ふのと同じばかりでなく、吾
 々が今子供の生れたのを聞い
 て喜んでゐたところでそれが
 この日本の大東亞建設に參加
 するには、少くも十五年、十
 六年掛けなければ一人前にな
 らないものが、斯ういふやう
 な刑を科す活かし方によつ
 て、それが立ちどころに今日
 からその中に一人前として參
 加できてゐるといふことは、
 十五六年の先の望みを今直
 ぐ果されてゐると同じです
 から、それは吾々が只の國
 民として見て斯ういふことを
 目に見たといふことは非常に

も罪にならないといふ風な下
 にゐて、道義は輕んじてたゞ
 具體的な犯罪の目を潜ること
 にばかり長けてゐるといふや
 うな國民だつたら、迎もその
 中心になつては行けないと僕
 は思ひますね。
 だから、まあこれからはど
 うしてもほんとうに日本の刑
 法らしいものが出來て來なけ
 れば駄目ですね。然しそれは
 徐々とやつてゐると、或はウ
 ツカリするとしまひに駈足を
 しなければ間に合はないほ
 ど、國民の方のあれが違つて
 來ちまつてゐるかも知れませ
 ん。

嬉しいんですよ。
 そして僕は、これを本當に
 國民がわかつたならば、僕と
 同じ喜びを持つと同時に、い
 ま自分たちの氣持の上で囚人
 とか或は刑務所の中の人間と
 いふ風に埒外に考へてゐる人
 間すら、斯くの如く自分たち
 の想像を越えて、その先きで
 こんな大きな仕事をしてゐる
 といふことを思ひ合せたな
 ら、随分、一般人の中に自分
 自身を恥ぢる人が澤山あるん
 ぢやないかと思ふのですが
 ね。だから、さういふあれを
 これに加へれば、これが又一
 つの非常な多生のはたらきを
 すると思ひますね。一殺多生
 ですね。

正木 今の御説の通りに、この
 ころ會社あたりで囚人を借り
 に來るのが皆言ひますのに、
 「あそこでは非常に良いさう
 ですが、私の方でもあれをや
 れば、囚人でさへあれだけや
 るんだ、俺たちもやらなけれ
 ば、といふ氣分が非常に出る
 でせう」と、斯う言つて借り
 に來るのが多いのです。それ
 だけ今の日本人はこの大東亞

戦争の喰ふか喰はれるかの中でダレてゐる所がまだあるのです。

小川 自分はダレてゐないと思つて非常に冷静ぶつて観念的にダレてゐるのがある。吾々實務の中にゐると、もうそれは少し行き過ぎか分らんですけれども、そんなことを言つてゐる時代ぢやない、昨日の罪は今日一つ正しい仕事をやれば償はれるといふやうな、さういふ切羽つまつた考へ方でやつてゐるのですが、観念的な人は必ずしもさういふことを良いとは見てゐないかも知れない。然し、どつちが本當かと云ふと、少しぐらゐる行き過ぎて、結局今言はれるやうに、或は將來非難される場合があるかも知れないけれども、

「即菩提即煩惱の月夜かな」

小川 吉川先生がさつき囚人に話された御自作の俳句は「即菩提即煩惱の月夜かな」といふのでしたね。

吉川 つまり一般的に刑務所と云へば、何か窘めてでもゐるやうな、さうして非常に寂寞な、暗黒なやうな気がするのですね。大學の先生たちも參觀に来て見て初めて、「これ

ども、差し迫つてゐるのですからね。

吉川 それは若し歴史が今日を顧みたら、僕が、さつき、あの廣袤とした草原の作業場の中を、一日の勞務一日の奉公を終へて、あの旗を持つて、夕月の下を獄衣を着た人たちが聲いつばい、今日の何んといふか、大東亞行進曲ですか、あれを歌つて歸つて来る姿をしみじみ見てゐると、あれは後になつて見たら本當に歴史的な光景でせう。

吉川 その時代、曾つてのその時代には國を擧げて大東亞戰爭に戦つたものだといふ、その一つの例證として歴史的なものですね。

大愛と権力

吉川 さうですね、さうです。僕は失禮ですけども、あなたと會つてあなたと斯うして一夜を送つて見たり、それから司法記念日の前に九州を一巡したとき向うの所長さんにも會つたが、刑務所の所長さんといふものは實になんとなく温かいですね、非常に温かい。さう言ふと検事さんに叱られるかも知れないけれども、検事さんの持つてゐるやうな、神経が皮膚の外にビリビリ出てゐるやうな、あゝいふものがなくて、非常に温かい人柄が多いやうな気がするんですね。これは考へて見ると、もうこゝまで来たものを預かつて居られる人々の氣持は、あとは大部分は愛です

吉川 さういふ意味で、何々事件といふつまでも喧傳されるやうな、それは事件の大きいかその犯人が或は高位高官であるとか或は有名人であるとか、そんな對象でなく、つまらない事件でもいゝから、今の時局なり國家として、それから又國民の有つてゐる氣質と照らし合せて見て、例へば今聞なら聞がある、斯ういふテクニクの關がある或は斯ういふ氣持の關をやつてゐる者があるといふ、さういふものを取り上げて新聞なんか大きく扱はせて、そしてそれに、それこそ検事なら検事の言葉なり何なり載せるとか、さういふ時に本當の恩典的な科刑をするなり、或は極力、條文を超えてもいゝからより以上の嚴罰をやつてもいゝんぢやないかと

小川 それを「まつりごと」から抜いてしまふから極めて變

吉川 さういふ意味で、何々事件といふつまでも喧傳されるやうな、それは事件の大きいかその犯人が或は高位高官であるとか或は有名人であるとか、そんな對象でなく、つまらない事件でもいゝから、今の時局なり國家として、それから又國民の有つてゐる氣質と照らし合せて見て、例へば今聞なら聞がある、斯ういふテクニクの關がある或は斯ういふ氣持の關をやつてゐる者があるといふ、さういふものを取り上げて新聞なんか大きく扱はせて、そしてそれに、それこそ検事なら検事の言葉なり何なり載せるとか、さういふ時に本當の恩典的な科刑をするなり、或は極力、條文を超えてもいゝからより以上の嚴罰をやつてもいゝんぢやないかと

小川 それを「まつりごと」から抜いてしまふから極めて變

點があるのです。

吉川 どうもさうらしい。正木 刑務所長は、うちぢや威張れますけれども、人を縛る權利はない。

吉川 つまり人を活かすことだと考へていゝ。

根田 さうです。吾々は始終言つてゐるんです。だから、法律なんといふものは記憶する必要はない。吾々は何も法律を運用して行く必要はない、人間が人間を作つて行くのだ、問題はそれだけだ、といつも思つて、さう言つてゐるんです。それで、これは今局長も仰せになつたやうですが、檢事なんかと話しても、話なんか合はないですよ。君はさう言ふけれどもこれは斯ういふ風に刑法第何條に當嵌まるぢやないかと、さう言はれる。さういふことが本當にあるですね。

吉川 刑法第何條で思ひ出しましたかね、國民は、司法政治なり司法の内部なりその動きに對して、實に冷淡かと思ふと、ひよいと今思ひ出したの

ですが、結局あゝいふ第何百條とあるならば、盲人が當嵌めたつて大概間違ひなくやれる。そして世の中のさういふ面の出來事といふものはあれに當嵌めてやつてゐるといふので、全然關心を持たないのです。

吉川 さういふ意味で、何々事件といふつまでも喧傳されるやうな、それは事件の大きいかその犯人が或は高位高官であるとか或は有名人であるとか、そんな對象でなく、つまらない事件でもいゝから、今の時局なり國家として、それから又國民の有つてゐる氣質と照らし合せて見て、例へば今聞なら聞がある、斯ういふテクニクの關がある或は斯ういふ氣持の關をやつてゐる者があるといふ、さういふものを取り上げて新聞なんか大きく扱はせて、そしてそれに、それこそ検事なら検事の言葉なり何なり載せるとか、さういふ時に本當の恩典的な科刑をするなり、或は極力、條文を超えてもいゝからより以上の嚴罰をやつてもいゝんぢやないかと

吉川 刑法第何條で思ひ出しましたかね、國民は、司法政治なり司法の内部なりその動きに對して、實に冷淡かと思ふと、ひよいと今思ひ出したの

思ふのです。僕はそれを司法行政の政治性といふことで申上げたことがあるのですが

正木 さうですね、それともう一つは、この頃は新聞にあゝいふ事件を書かななつたでせう、それこそ多生の點が一つもないですよ。

吉川 さういふ意味で、何々事件といふつまでも喧傳されるやうな、それは事件の大きいかその犯人が或は高位高官であるとか或は有名人であるとか、そんな對象でなく、つまらない事件でもいゝから、今の時局なり國家として、それから又國民の有つてゐる氣質と照らし合せて見て、例へば今聞なら聞がある、斯ういふテクニクの關がある或は斯ういふ氣持の關をやつてゐる者があるといふ、さういふものを取り上げて新聞なんか大きく扱はせて、そしてそれに、それこそ検事なら検事の言葉なり何なり載せるとか、さういふ時に本當の恩典的な科刑をするなり、或は極力、條文を超えてもいゝからより以上の嚴罰をやつてもいゝんぢやないかと

吉川 さういふ意味で、何々事件といふつまでも喧傳されるやうな、それは事件の大きいかその犯人が或は高位高官であるとか或は有名人であるとか、そんな對象でなく、つまらない事件でもいゝから、今の時局なり國家として、それから又國民の有つてゐる氣質と照らし合せて見て、例へば今聞なら聞がある、斯ういふテクニクの關がある或は斯ういふ氣持の關をやつてゐる者があるといふ、さういふものを取り上げて新聞なんか大きく扱はせて、そしてそれに、それこそ検事なら検事の言葉なり何なり載せるとか、さういふ時に本當の恩典的な科刑をするなり、或は極力、條文を超えてもいゝからより以上の嚴罰をやつてもいゝんぢやないかと

思ふのです。僕はそれを司法行政の政治性といふことで申上げたことがあるのですが

正木 さういふ意味で、何々事件といふつまでも喧傳されるやうな、それは事件の大きいかその犯人が或は高位高官であるとか或は有名人であるとか、そんな對象でなく、つまらない事件でもいゝから、今の時局なり國家として、それから又國民の有つてゐる氣質と照らし合せて見て、例へば今聞なら聞がある、斯ういふテクニクの關がある或は斯ういふ氣持の關をやつてゐる者があるといふ、さういふものを取り上げて新聞なんか大きく扱はせて、そしてそれに、それこそ検事なら検事の言葉なり何なり載せるとか、さういふ時に本當の恩典的な科刑をするなり、或は極力、條文を超えてもいゝからより以上の嚴罰をやつてもいゝんぢやないかと

吉川 さういふ意味で、何々事件といふつまでも喧傳されるやうな、それは事件の大きいかその犯人が或は高位高官であるとか或は有名人であるとか、そんな對象でなく、つまらない事件でもいゝから、今の時局なり國家として、それから又國民の有つてゐる氣質と照らし合せて見て、例へば今聞なら聞がある、斯ういふテクニクの關がある或は斯ういふ氣持の關をやつてゐる者があるといふ、さういふものを取り上げて新聞なんか大きく扱はせて、そしてそれに、それこそ検事なら検事の言葉なり何なり載せるとか、さういふ時に本當の恩典的な科刑をするなり、或は極力、條文を超えてもいゝからより以上の嚴罰をやつてもいゝんぢやないかと

吉川 さういふ意味で、何々事件といふつまでも喧傳されるやうな、それは事件の大きいかその犯人が或は高位高官であるとか或は有名人であるとか、そんな對象でなく、つまらない事件でもいゝから、今の時局なり國家として、それから又國民の有つてゐる氣質と照らし合せて見て、例へば今聞なら聞がある、斯ういふテクニクの關がある或は斯ういふ氣持の關をやつてゐる者があるといふ、さういふものを取り上げて新聞なんか大きく扱はせて、そしてそれに、それこそ検事なら検事の言葉なり何なり載せるとか、さういふ時に本當の恩典的な科刑をするなり、或は極力、條文を超えてもいゝからより以上の嚴罰をやつてもいゝんぢやないかと

なものになるのですね。

吉川 實に變なものです。まあさういふわけなんです。

正木 實際、昔は裁判が「まつりごと」だつたのです。だから、さつきもあなたが仰言つたやうに、板倉重宗のあれだつて、茶臼を碾き齧戒沐浴して罪を聴くなんといふのは「まつりごと」なんです。

〔附記〕續いて對談は多方面に涉り、夜は更け、室内はとみに冷えて来るが、熱語は盡きない。漸く午前零時過ぎ、促されて漸く床に就く。翌二十二日午前四時には一同早くも起床、六時職員を宣閱、六時半廣場に於ける受刑者總員の朝禮宣誓(日課)の後、正木局長の訓示があつた。受刑者は直ちに構外作業へ隊列行進、喇叭手(受刑者)喇叭の音を送る。それから一行はさらに視察の上十時過ぎ歸途につく。こゝに多忙を割いての電撃の日程は終はる。(記者)



行刑に對する信條 (二)

(敬稱略到着順)

刑務所長 宇田象三

私は平素收容者並に職員に對して、『強く、正しく、明るく』の三訓を高唱し行刑報國の爲精進して居る。

『強く』……忍耐。剛健なる心身。捷ち抜く、必勝の信念。

『正しく』……正義を愛し邪を排す。人倫、正々堂々たる言動。

『明るく』……明助。和氣藹々。俯仰天地に愧ぢず。

刑務所長 島田鐵太郎

一、公平、嚴正、仁愛。

二、身を以つて率ゐること。

刑務所長 松岡武四郎

我等行刑の第一線にあるものにとつ

刑務所長 三宅定男

『強く、正しく、明るく』を指導精神とし、實踐躬行、職域奉公の誠を堅持し、燃ゆるが如き熱意を以て訓育に

て、平素最も憐みの種は、收容者の更生の適業は何かといふことであると思ふ。それも抽象的な理論でなく、デフテリヤに對する血清注射といふやうな薬に苦しんでゐる。私の行刑信條といふ事も、その爲、恐しい様な気がするが、次の様なことを心掛け又職員にも教育してゐるが、この平凡なことが應

應實行せられない事は甚だ申譯ない。一、許すべからざることは、どんなことがあつても許さぬ。そこには術も妥協もあつてはならぬ。

二、してやらねばならぬ事は敏速親切にしてやる。

渾の努力を爲すことである。

刑務所長 米倉忠治

忠實に精根を盡して働くこと。

刑務所長 山本作藏

時難突破の途は鐵石の意志を以て、時局の認識を一段と新たにし、崇高なる感謝の理念を基調とし、以て時局即應の行刑教化と迅速的確なる實行力を發揮するにあり。

刑務所長 野村瀧雄

一、國體の本義を體得し肇國の理念たる八紘一宇の皇道精神の顯現が根本と信じます。

一、『累犯者の改過遷善可能なり』との大信念を持して、實踐行刑に當らねばならぬと信じます。

一、日本民族精神を基調としたる眞の日本的行刑理念が確立されねばならぬと信じます。

刑務所長 齋藤文藏

近時、青少年産業戦士不良化傾向の事實が社會問題として論ぜらるるに至つた。這般帝都に於ける不良狩に檢舉せられたる者一萬餘名、此内には職場

刑務所長 金田榮三郎

今、一億國民は眞に一心となり、火

の玉となつて、必勝の信念に燃えつゝ、一人残らず、總進軍しなければならぬ秋、かりそめにも皇國の道に背き、國法に觸れ、一億總進軍より落伍し、圍圍に收容せらるるの身となり、さなきだに國家多事の中に、その手足纏ひとなるものゝあることは、誠に邦國にとつては大なる不祥事、大なる損耗であり、同胞の齊しく痛恨事とするところである。併しながら、彼等收容者と雖も、其の殆んど何れもが、自己の將來を考へ、家を思ひ、國を思はぬものもなく、又現在の非常時を解せぬものはない。されば、此の不遇の悲境にありて、懊惱煩悶、動もすれば、失望落膽に墮せんとする彼等に、強く明るい、聖代の行刑による一服の清涼劑を授じ、一道の光明を與へ、驟然自覺し、起死回生、再起奮闘の大勇猛心を起さしめ、其の處世觀を立て直さしめ、斷じて再過なきを期せしめ、以て行刑本來の目的たる國內治安の完壁と、戦時下不可欠の人的資源の消耗防止に寄與する、之を現下刑務官に課せられたる眞に重大なる責務である。この責務を遂行し、所期の成果を收得すること、懸つて日常に於ける收容者指導の適切と、處遇の妥當とにあるのであつて、即ち、其の指導に當りては、基礎

を肇國の大精神に置き、彼等をして堅實に日本精神に甦らしめ、皇國民たるの心構へを強固ならしむるにある。之が爲に絶えず之を指導し、鍊磨し、陶冶すべく、更に彼等に接しては、一切を實踐躬行によりて垂範、常に嚴正にして公平、且つ妥當にして私なき取扱の下に、悦服せしむることを要するのである。而して收容者に日々最も多く接觸する職員は、所謂行刑の第一線に立つものであつて、これは當に行刑成果顯現の鍵を握るものである。従つて之等職員に對する教養指導が、現下行刑上の最喫緊事である。

刑務所長 小橋川昭慶

申すまでもなく、日本國民今日の最大責務は、現下國を賭しての大東亞戰爭遂行のために、その全力を捧ぐべきことである。依つて今日戦時下行刑の目標も亦受刑者をして、皇國民本來の自覺の下に、今日即刻より聖職下の御民として、臣道實踐職域奉公の機會を與ふると共に、之を鍊成して釋放後に於ける御奉公の素地を育成確保せしむるにあると思ふ。従つて彼等の職域たる作業面の如きも國策の線に沿ふて可及的整備せらるべきである。

而して受刑者の教化鍊成には、之が重點を日本精神、感謝生活、勤務精神、責任觀念、自治協同、日常生活の明朗化の振起昂揚に置き、強力に之が實行を期する。殊に彼の不規律や専恣我儘の如き利己的行爲は先づ第一に鍊成教化の邪魔ものとして地均工事の手に徹底爆破除去することを要する。かうすることが一面受刑者の心に負けし魂を植ゑ付け、擇善固執の實力を旺盛ならしむる所以である。

更に受刑者指導の任にあたる刑務官更としては飽くまでも旺盛なる士氣と、充實せる指導力を要し「進め々々」でなく、「續け々々」の陣頭指揮が最も必要である。「農夫の足は麥を肥やす」と云はれてゐるが、私が年來「足の行刑」と云ふことを強調してゐる理由もこゝにある。

今や世界史は一大轉換して當に太平洋時代に入り、皇國は大陸國家たると共に海洋國家として、劃期的構想の下に世紀の大業に邁進せんとする秋に方り、之に即應して行刑報國の實を擧げんがためには、今後の行刑はいよゝゝ精神力と實踐力の旺盛を期すると共に更に科學性と企劃力の増大が大いに要請されなければならぬと思ふ。



就業者轉業に關する考察

井上 信太郎

一、緒言

大東亞戰第二年目を迎へ、敵は尅大なる生産陣を待み頻りに反抗態勢を示し、戦は愈々長期戦の相貌を呈して來つゝあり、此の戦を勝抜く爲には生産力の擴充が緊急且、重要なことは今更述べる迄もないことである。國民の全勞働力を最高に發揚せねばならないと同時に、長期に涉れば之が保持培養をも併せて考慮せねばならない。

全國に約四萬の勞働力を有する刑務作業も國內産業の轉換につれ、協力的態勢へ進み是れが指導に當る我々技術員の使用の重きを痛感せざるを得ない。政府は曩に昭和十六年五月二十七日の閣議に於て、高度國防國家建設の爲、科學技術新體制確立要綱を決定し

一、科學技術研究の振興

各所に於て作業の生産の年度計畫を樹立するには、最低限の收容人員の確保を必要とするが、之は一般社會の生産工場之如く勞務者の募集を行ふが如きことは不可能であり、之が刑務作業の年度計畫の困難な根本的原因の一つであつた。

然し先般通牒により、各所の管理定員の決定をみたので其の基礎が出来たといふべきで、眞に喜ぶべきである。然し量の問題は解決することを得ても第二の障壁として質の問題がある。之に就いては工東氏の所論の如く業種との關係は大いに考究すべきである。量を保持する爲に必然的に就業者の轉業が起つて來る。これに就いて當所(積積刑務所)に於ける本年一月より十月迄みると次表の如くである。

事 由 轉業者數 百分率
 釋放者の後任として 四三三名 八八%
 病氣に依り已むを 五五名 二、三%
 得ず轉業せし者 二名 〇、八%
 戒 護 上 二名 〇、八%

計四九〇名(但し南方構外作業は除く)量と質とを保持する爲には、受刑者の受移送に俟たねばならないので、質は新入者により補給の場合には養成に俟たねばならない。——勿論未技能者の場合又は其の所に於ける業種如何によ

二、技術の躍進

を圖らんとするもので、之が措置として「科學技術水準の躍進速度を急速に増高せしむる爲、一般産業及び教育行政機關と別個に基礎研究、應用研究、工業化研究を専門別に一貫して統轄指導すると共に、各専門相互間を有機的に連絡綜合する科學技術の研究及び行政中樞機關を早急に創設す」といふのであるが、其の具體策として既に技術院が設立され、科學技術審議會が設置されるに至つた。

技術を支配し又之を動かすものは經濟と相關聯する勞働力であり、此の勞働力の科學的調査研究の必要性が重要な問題となつて來た。

二、作業賦課と轉業

り——前者に就いては、統制部に於て技能受刑者登録制を近く實施されることになつてゐるから、適正なる配分が出来ること考へられる。然し全部を統制部に依存することは不可能と考へられるのであるから、收容者の職業指導にもつと考慮を拂ふべきである。

扱てこの質を構成する要素は熟練であり、熟練者である爲には
 一、取扱ふ機械器具、材料、工程等を知悉してゐる事
 二、作業者自身の體験して得たる經驗の累積の多い事
 三、機械製品、材料等に對する鑑別力のある事
 四、動作上の熟練がある事
 等が揃つて初めて熟練者と云ふことを得るのである。

作業者が熟練者である場合は實際的の經驗に基きて作業をするので、其の材料、製品の状況に應じて適當なる方法を按配するので三の鑑別能力も殆ど科學的方法と大差なき状態に迄至るものである。熟練者は道具と對象物と動作とが渾然一體となつてゐる。全部の收容者に斯の如き人を得ることは殆ど不可能であるが、當所の或一日の工場出役者に就き調査せるところ、三三

行刑上に於ける作業賦課の科學的取扱ひに關しては、刑政誌上九、十の兩月に互つて工東寅信氏が述べられたので、重複は避けるが、就業者作業指定に當り科學的實際に即した方法の確立が今日程要望される時は無く、又此の問題の解決は就業者轉業に於ける重要な解決點ともなる。

理由は

一、社會に於ける各自の職業を其の儘引續き就業せしむる爲の施設の不可能なること
 二、受刑者の大半は無職又は生産に従事した經驗を有しない
 三、戒護上の關係
 四、處遇上の關係
 等である。

現時社會に於ける轉業は大きな社會

問題となり、其の原因するところは今迄と大いに異なり、自由主義經濟下に於ける轉業の如く、自身の都合によつて起るものでなく、客觀的國家の要求に基いたものであり、重要産業への適正なる配置の必要によるものである。國家に於ては其の方策として

- 一、勞務者給源の調査
- 二、勞務者としての職業指導
- 三、勤勞に耐へ得る爲の訓練及技術の養成
- 四、勞働力の適正なる配置
- 五、勞働力の移動制限

等に就き精細なる調査施設を施しつゝある。即ち職業行政に對して萬全を期しつゝある。

然しそれ等轉業者の過半数は長年月間作業條件、作業環境の異つた職業に従事して居たものである爲に、新職業に就く場合種々困難な事由を伴ふものであり、適正なる配置の爲の適性の調査や職業指導が考慮されてゐるのである。刑務作業も既に業種の統合により、各所の事情に應じ重點主義を採り、愈々實施期になりつゝあり、社會のそれとは未だ趣を異にするとは云へ、略々同一の状態の如き觀を呈しつゝある。

三、所要就業者の標準量と質

以上の如く功利的な考のみでなく、適性の調査に依り受刑者の資質を充分に伸展せしめ、生産高を高めることが出来れば、即ち作業を通じて國家に奉仕せしめることが出来たと考へられるのである。適性者の教育、助長、補正即ち養成に就いては、國家に於ても統一された機構のもとに實施されてゐるのであり、行刑は一面職業教育の大いに必要とする所であるとすれば、受刑者の職業指導訓練の統一の爲の擔當機關の設置が必要だと考へられるのである。

現在社會に於ける各工場共、技術者拂底の爲、見習工の養成や、湊成に努力してゐるのであるが、今日迄養成の普及困難なる理由として、

- 一、中小工場に於ては、一時に多數の見習工採用不能なること
- 二、單獨の資力を以つて經營困難なること
- 三、施設と人手を要し、差し當つて直ちに之が生産的でないこと
- 四、見習工程度なれば、非能率的であつても、徒弟制度により、工場に於て徐々に技術を修得せしむることを得るを以つて、面倒なる方法を採らずとも或程度の目的を達

二、適性者は作業に對して快適な気分を以つて従事するを以つて良好の成績を挙げ易い事



行刑植民地

又サ・カムバンガン島視察記

東 邦 彦

ジャワ行刑中最も特異な存在は、行刑植民地又サ・カムバンガン島である。私はジャワに来る以前から、行刑施設としての又サ・カムバンガン島に頗る興味と關心を持つてゐた關係上、當地に来てジャワの行刑制度を調査研究するやうになつてからも、この施設に就ての文獻を種々物色したのであるが、ジャワの司法省には殆ど文獻が残つて居らず、従つてその沿革等に就ても明確に知悉することが出来ないうで非常に残念に思つてゐた。然るに最近機會を得て又サ・カムバンガン島に親しく出張し約一週間この島に滞在して種々調査を爲すことが出来たので、以下その概要を述べて見度いと思ふ。

○月○日バニユマス州廳所在地ブルオケルトに一泊した私は、この地の刑務監督官の中居光藏君及び隨行の後藤信雄君と同道して早朝自動車ヲテラチャ

ップに飛ばせた。舊蘭政府は植民政策の要諦が道路にありと考へてゐたと謂はれる程、ジャワの道路は立派だ。ブルオケルトからテラチャップへの道も大變立派なもので私の乗つたナッシュは平均八十軒の速力で、走ると謂ふよりは飛ぶと謂つた方が適切な位のスピードで、約四十分にしてテラチャップに着いた。テラチャップは印度洋岸最良の港であるが、この對岸に立ちふさがるやうに聳ゆるのが囚人島又サ・カムバンガンである。この島はその面積約百二十平方軒、南北四軒、東西三十軒の細長い島で、我が淡路島より稍々大きい島であるから、テラチャップからの全體を見ることは出来ない。島の東部が少し望めるだけである。ジャワ本島とは一衣帯水の近距離にあり、チドナンと呼ばれる河によつて距てられてゐる。しかしこれは河と謂つても海水が流れてゐるのであつて、その兩岸はテラチャップとその對岸とを除いてはマングローブの生ひ繁る密林地帯である。島

から寄こしてくれたモーターボートに乗つて對岸ソドンに着けば、其處では又サ・カムバンガンの刑務監督官小沼修君、刑務監督官補の馬原君(原地採用)に、又サ・カムバンガン刑務所長W氏を始め幹部職員が出迎へて呉れ、直ぐ自動車でこの島の中心地ジュムブレンに行く。此處にはジュムブレン刑務所及び所長の事務所がある。其處で所長からこの囚人島の現況に就てその概略を話してもらつてから、島内の大きな刑務所を自動車で順次視察して廻つた。島内には十箇所に比較的大きな刑務所がある。ジュムブレン刑務所及びその支所とも謂ふべきバト刑務所には合計五百九十六人の囚人が拘禁されてゐる。此處を中心として、南にグラダガン(收容人員六百五十名)、カムバン・クニン(收容人員、受刑者七百三名、釋放者七百八十三名)ブルミサン(收容人員、千十七名)及びブシ(收容人員千二百九十名)の各刑務所があり、東にはリムス・ブント

ウ(收容人員二百十九名)、グリーゲル(收容人員、三百七十三名)、カラン・テンガー(收容人員三百三十八名)の各刑務所がある。又西にはカラガニール及びその支所であるババカン(收容人員兩所合計九〇三名)の各刑務所がある。この他に拘禁施設としては、ジュムブレンの近くに病舎があり、又ブルミサンに近くに癩病舎がある。前者には百八十六名の病者(内マラリヤ患者三十四名)を、又後者にはレブラ患者五十五名を收容してゐる。收容人員の總數は六千八百九十九名であるが、この中にはカムバンクニンに收容してゐる刑期満了者を含んでゐる。これ等は皆ボルネオ、セレベス、スマトラ、チモール、バリー及びロムボック等の舊蘭當時の所謂外領へ歸住する者で、ジャワへ釋放しても保護者が無く再犯の虞がある者許りで、舊蘭當時は汽船で歸住地へ送還してゐたのであるが、戦争と同時に船便が少くなつた關係上已むなく當所に保護留置してゐる者である。しかし近く帆船等を利用して送還する手續が講せられつゝある。

二

この島に滞在中私は、つと所長官舎に泊つたのであるが、所長官舎はジュムブレンの南の小高い、岩山の頂上にあり、仲々見張らしの良い處だ。此處から北を望めば對岸のジャワ本島のジャングル地帯が眼下に實に美しく見える。殊に夕暮れの景色なんか全く

繪を見るやうだ。この島にはも一箇所風光明媚な處がある。それはベルミサンの海岸である。海岸は奇岩怪石が通り、印度洋の狂瀾怒濤が岩をかむ有様は實にジャワ第一の風景だ。所長官舎は仲々立派なもので、内地の刑務所長官舎など比較にならない程華麗を極めたものであるが、但有料である。ジャワでは刑務所官舎は總て有料官舎で、この官舎は確か月二十盾と聞いた。この島の刑務監督官小沼君も、ホテルは對岸のテラチャップ迄行かなければ無いのでこの所長官舎の一室を借りて止宿してゐる。内地から来た刑務官諸君は現在刑務監督官として各州に一二名宛配置されてゐるが、ジャワへ来て早々バタバヤのチピナン刑務所に約四十日程泊り込んで通譯なしに苦勞した爲皆馬來語が上手になつた。私なんかのやうに何時も通譯を連れてゐる者は何時迄経つても話が出来ない。小沼君は單身この島に乗り込んで来て、一箇月餘になるが、馬來語で何んでも自由に話が出来、不便を感じぬ程度になつてゐる。何事でも苦勞して見なければ駄目だといふ感じがした。夕食後は毎晩所長を取り圍んで皆でこの島の話の聞いたのであるが、この島の名稱を又サ・カンバンガンと謂ふに就ても種々の説があつてどれが眞實か判らない。又サと謂ふのはジャワ語で島のこと、又カンバンガンとはジャワ語で浮動するを謂ふ意味の言葉であるから、又サ・カンバンガンとは「浮島」と謂ふことだと謂ふ人もあれば、又一説にはカンバンガ

ンとは馬來語のゴヤンゴヤン(動搖)の意味で、この島は元地震が屢々あつて動搖した爲、土人が「動き島」と呼ぶやうになつたと所長の説である。しかしこの話を横で聞いてゐたジョン・ゴス(下男)は、所長が一寸坐をはずした時に、小さな聲で「所長はこの島に来て未だ三年にしかならないので、昔のことを知らないのです。この島には昔ジャカルタの王様の一族であるラーヤ・コスモ・カンバンガンと謂ふ強い王様が住んでゐたので、カンバンガンの島と謂ふのです」と所長の説を否定してゐた。しかし私の見た處では王様の住んでゐたと謂ふ程の遺跡も見當らないから、このジョン・ゴスの説も當にない。所長官舎の表には高さ二丈程の崖がある。その下に鹿が十頭程飼つてある。一箇月前、夜中に鹿が餘り騒ぐので所長が眼を醒まし懐中電燈で照らして見ると崖の中段から大きな錦蛇が地上すれすれまで頭を下に垂れ下つて大きな口を開いて今にも鹿に飛び附かんとするやうな姿勢をしてゐるので、直ちに拳銃で蛇の頭を撃つてこれをしとめたと謂ふ話だ。その蛇の皮は今でも保存されてゐるが、凄く大きな奴だ。この所長のW氏は拳銃と鐵砲の名手で、數日前も小沼君とモーターボートでチドナン河を遊航しつゝ對岸のマングローブの樹上に居た猿を拳銃一發でしとめたさうだし、又私の滞在中バトウ刑務所の直ぐ下のチドナン河岸に頭を少し浮べて来た鱉を鐵砲三發で美事にしとめ

た。これは二米七〇の大鰐の雌だつた。それも皆頭の急所に許り三發命中してゐる。又私が歸つてから數日して夜中に豹が官舎の鹿を襲つて五匹を倒したさうだが、その豹もその場で鐵砲で打ち取つたさうだ。この島には相當猛獸毒蛇が棲んでゐるが、今迄不思議に人間で直接その害を蒙つたものは無いと謂ふことである。數日前も西端のババカン刑務所附近に虎が現れ猪を半分食べて逃げて行つたさうだ。こんな調子だから夜は危険で散歩にも出られない。

ヌサ・カンバン島は囚人島と呼ばれてゐる通り、此處には囚人以外には職員とその家族が住んでゐるだけである。職員の數は典獄以下三百十九名で、その家族の數が千五百名ある。これ等が各刑務所の附近の官舎に住んでゐる。大變不便で、日用品の買物はチャチャブ迄行かなければならぬ。又學童が百五十名程居るが、これも亦チャチャブ迄通學せねばならぬ。これには刑務所のバスと大型モーターボートが便宜を與へてゐる。一番奥のババカンなかに住んでゐる家族は大變可哀相な氣がするが、住んでゐる當人は案外平氣なかも知れない。こんな處からチャチャブへ出るには日本の大八車のやうなものの上に若い女が一人乗つてそれを十名程の物凄顔の囚人どもが押ししたり引張つたりして、山あり谷ある道をノロノロソンドン若くはジュンブランの海岸迄出て來るのであるが、一寸見ると山賊共が女を掠奪して行くやうに見える珍風景だ。海岸から

は刑務所のモーターボートで對岸のチャチャブに渡る。そして他の職員の家族の物資迄も買求めて歸つて來るのである。

三

舊蘭政府がこの島の開拓に着手したのは一九〇六年（紀元二千五百六十六年）であつて、ジャワは勿論その外領の長期受刑者を集めて、先づチャチャブの對岸より印度洋岸のベルミサンに至る道路を開鑿し、先づベルミサンに刑務所の建設に着手して一九〇九年に此處に刑務所長を就任せしめた。一九一二年にベルミサン刑務所完成し、次で島の東西を貫通する道路を開き、其處に順次グラダガン刑務所（一九二〇年）、ヂムブレン刑務所（一九二五年）を初めとして次々に前述の九ヶ所の刑務所を建設したのである。道路の完成と共にその道路を中心として其兩側の密林を開拓して行つたのであるが、現在迄に開拓された面積は、護謨林が千六百九十九ヘクタール、椰子林が百八ヘクタール、バナナ林が七十二ヘクタール、芋苗畑が七十七ヘクタール、季節物の苗畑が百五十六ヘクタール、パイナップル林が百十八ヘクタール、野菜畑が四十三ヘクタールである。現在行なはれてゐる作業の最も主たるものは、護謨の採取、生産、加工作業であつて、護謨の生産工場なんかは相當立派な設備をもつてゐる。加工作業はそれ程振つてゐない。ゴム収益は一年間十四五萬盾で

ある。其他の作業としては、農業、牧畜、タリス糸（龍舌蘭の纖維より作る麻糸の代用品）、編工、瓦工、碎石工、セメント工、石灰焼工、石工等で、その収益は一年間に僅々六、七萬盾に過ぎない。大規模の刑務所である割合に、その作業収益の少いことには我々日本人の等しく奇異に感ずる處であるが、これは直接の収益を目標としない開拓的作業が中心をなしてゐる爲だと説明されるが、その作業經營に就ては尙相當改善の餘地があるのではないかと想像される。尙ほ現在着手されてゐるものに、チーク材の植林がある。これはババカン刑務所から更に奥へ入つた密林を開拓してやりつゝある。しかしこの島は元來岩山であつて、土壤の層が浅い爲に、植林作業は大體不向きの様子で、矢張りゴム林を擴張することが一番適當してゐるやうだ。

一年間の經營は人件費が二十二萬盾、物件費が二十七萬五千盾（就業費九萬五千盾、其他十九萬盾）程度だから、六、七千人の收容者を拘禁する刑務所としては想像外の低廉さである。一日一人の食費は平均六錢である。これは勿論菜代だけではなく、主食、副食物を合せてである。主食は米と、うもろこしと半々の粗食である。戒護の状態は我々から視れば殆ど無戒護の状態であるが、今迄に逃走者は皆無ださうである。これは周圍が海で圍繞せられ、其處には鰐と鱈が群がつかつてゐる爲にも依るのであらう。よしや舟を利用して對

岸に着いても密林地帯には猛獸毒蛇が棲息してゐて、生命を全うする見込も薄いのである。かゝる自然的條件の他に、舊蘭印政府が受刑者を懐柔する爲に極めて巧妙な行刑政策を採用してゐたことにも注目されなければならぬ。蘭印の刑務所を視察した人が何人も驚くことは、受刑者の數に比較して、戒護職員が餘りにも少數なことである。而も刑務事故は内地とは比較にならない程僅少である。その原因は果して奈邊に存するであらうか。それはフォールマンの制度である。受刑者中行狀善良にして改悛の情ある者は受刑後一年にしてフォールマンに任命せられる。フォールマンとは監督補助者であつて、看守の下働をし、自ら十名程度の受刑者に對する戒護權をもつてゐる。ジャワの刑務所を初めて見學したものは、工場や門衛や外役場に職員とも受刑者とも判断のつかない者が立つてゐるのを發見する。衣服は受刑者と同じであるが、看守と同じ麥わら帽を被つて、看守と同じ根棒を腰にぶら下げてゐる。これがフォールマンである。このフォールマンが看守以上に收容者の取締に懸命となつて立働いてゐるのである。内地の累進制にもその第四十九條に一種の監督補助者が認められてゐるが、彼等は同囚に氣兼ねしなかつたか、餘り受刑者の取締に就ては役にたかない實情であるが、フォールマンは實によく働いてゐる。フォールマンが良く働く原因は、彼等に特權が認められてゐるからである。舊蘭政府は、毎年のウィルヘルミ

ナ女皇の生誕記念日に恒例として恩赦令を發布してゐた。この恩赦令は内地の減刑令の如き大幅の減刑を一般的にするものではなく、刑務所に於て行狀善良にして改悛の見込ありと認めたる者に限り、其保護關係を調査して小幅の減刑をやつた。減刑の程度は受刑後一年經過の者が三ヶ月、二年乃至四年經過の者も同様三ヶ月であるが、四年經過の者は六ヶ月、五年經過以上の者も同様六ヶ月である。然るにフォールマンに任命された者は受刑者一年經過者は四ヶ月、二年乃至四年目經過者も同様四ヶ月であるが、五年以上經過せるものは八ヶ月減刑される。之に反して減刑後懲罰に處せられるときは刑期が六ヶ月延長されることになつてゐる。これは一種の善時制である。舊蘭印の行刑が假釋放制度を認めてゐたことは勿論であるが、確實さの少ない假釋放よりも、毎年確實に減刑されるこの善時制度の方が、受刑者の自衛心により有效な拍車となつて働いてゐたことは疑ふべからざる眞實である。

四

ヌサ・カンバン島を出發する前日、典獄補のH君と小沼君が私を鰐狩りに案内して呉れた。チドナ河をモーターボートで遊行すれば川幅は次第に細くなつて、兩岸の密林が次第に迫つて來る。内地では見た事もないやうな、美しい鳥や、野猿の群が飛び廻つてゐる。一行六名の中にはインドネシヤ人のある。其他の作業としては、農業、牧畜、タリス糸（龍舌蘭の纖維より作る麻糸の代用品）、編工、瓦工、碎石工、セメント工、石灰焼工、石工等で、その収益は一年間に僅々六、七萬盾に過ぎない。大規模の刑務所である割合に、その作業収益の少いことには我々日本人の等しく奇異に感ずる處であるが、これは直接の収益を目標としない開拓的作業が中心をなしてゐる爲だと説明されるが、その作業經營に就ては尙相當改善の餘地があるのではないかと想像される。尙ほ現在着手されてゐるものに、チーク材の植林がある。これはババカン刑務所から更に奥へ入つた密林を開拓してやりつゝある。しかしこの島は元來岩山であつて、土壤の層が浅い爲に、植林作業は大體不向きの様子で、矢張りゴム林を擴張することが一番適當してゐるやうだ。

一年間の經營は人件費が二十二萬盾、物件費が二十七萬五千盾（就業費九萬五千盾、其他十九萬盾）程度だから、六、七千人の收容者を拘禁する刑務所としては想像外の低廉さである。一日一人の食費は平均六錢である。これは勿論菜代だけではなく、主食、副食物を合せてである。主食は米と、うもろこしと半々の粗食である。戒護の状態は我々から視れば殆ど無戒護の状態であるが、今迄に逃走者は皆無ださうである。これは周圍が海で圍繞せられ、其處には鰐と鱈が群がつかつてゐる爲にも依るのであらう。よしや舟を利用して對

看守で鰐取りの名人がある。皆鐵砲の安全裝置を外して何時鰐が出現しても發射出来る準備をして、三名宛で對岸を注視しつゝ舟は西へ西へと進む。途中で川が大變淺くなつてモーターボートでは危険だと云ふので、部落の土人を雇つて二隻の丸木舟に乘換へた。この水の浅い處の部落の家を皆水上に建てゝゐる。我々が行けば村長以下澤山の土人が出て來てワツ／＼と喚聲を上げて、歡迎して呉れた。恐らく彼等が日本人を見たのは、これが初めてであらう。丸木舟は静々と川上につつて行く。やがて一行のH君が眼許りを水上に出して、こちらに進んで來る鰐を發見した。それは丁度枯木が水に浮いてゐるやうで、我々が見たのでは鰐とは思はれない位のものである。銃聲は、ごう然と天地にこだまする。美事頭に命中したと見えて、鰐は猛然と水上に全姿を現はして飛び上つた。それをねらつて、第二發。これはあごの邊りに命中、更に三發。これも頭に命中。美事な手練だ。しかし鰐は水上を暴れ廻つて、我々の乗つた丸木舟は兎もすれば覆りさうで危険至極だ。若し顛覆すれば水中には鰐が雲集して餌物を待つてゐるのだ。この時は全く冷汗が出た。鰐が全く靜になる迄には約四時間かゝつた。これは二米以上の大鰐だつた。かくて我々が所長官へ歸着したのは深更であつた。私はヌサ・カンバン島に來て初めて、南洋らしい雲圍氣に浸ることが出來たのである。



行刑の日本的性格

加藤 武雄

曾て、本誌編輯部によつて行刑についての座談會が催され、私もそれに列席した。私は、行刑といふやうな事には全くの門外漢である。しかし、行刑思想に、應報に重點を置いたものと、教化に重點を置いたものと、やゝ對立のかたちにて存してゐるがらゐる事は知つてゐた。そして、現在行刑の實際に於て、教化主義が採用されてゐるらしい事を知つて、喜びを感じたのである。

その座談會に於て、私は、行刑思想の日本的性格といふやうな事に發言した。要は、日本は、日本に特有の人間觀を持つてゐる。根本的に人間觀を異にする以上、行刑にも亦、外國とは異なる特殊の行刑思想がなければならぬといふにあつた。私は、尙ほ多くの事を云つて見度かつたが、私は元來話下手であるし、それに私の考へも知識的に整理されてゐず、論理的に順序づけられなかつたので、たゞ、問題を提出したにとゞめて置いた。が、この問題は非常に重要なものであると考へたので、私の友人で、日本文化史の熱心な研究者である吉村貞司君にすゝめて、一篇の論文を書いて貰

つた。それが、本誌の昨年十二月號に掲載された「素戔嗚尊と古代行刑思想」である。私は、全く、此の論の論旨に同ずる者である。

ところが、二三日前に鹿児島市の野村瀧雄氏といふ未見の人から、「日本の刑罰理念は穢祓なり」と題するパンフレットを寄贈された。早速一讀すると、前記吉村君の評論と全く主旨を同じくしたものであつた。

(行刑は、人と人との關係であります、併し日本民族精神から考へますと、神の子と神の子との關係であるといふ事になるのであります。(中略)若し之に反して、西洋流に、人間は、罪の子であると考へると、本來的なる罪の子を改過遷善するのは容易ではありません。此のやうに、日本民族の人間觀と西洋人の人間觀とは、一方は靈的であり、他方は物的であつて、根本的に相反してゐるのであります。それでありますから日本の刑罰理念と行刑理念と、西洋の刑罰理念と行刑理念とは、根本的に異なつたものが、當然に生れて來なければならぬと確く信ずる次第であります。)

と説き、
(日本の刑務所は、そのみそぎ、はらいの大道場であります。でありますから、われわれ刑務官の任務が、如何に尊いかが自覺されます。又、刑務所が汚れた場所との一般的考へ方も之で立派に消えなければなりません。汚れてゐるのは、社會でありまして、刑務所はつみ、とが、けがれを祓ひ清め、心の淨化作用をする聖なる大道場であります)
と斷じた此の野村氏の説には、私は全く同感である。

此の易合、人間觀は違つてゐても、人間そのもの、本質は日本人も外國人も同じ事だ、人間そのもの、本質が同じである以上、行刑に、日本的も外國的もあるものかといふ反對論が出るかも知れぬが、さういふ議論は前提が既に誤まつてゐる。人間は歴史をつくるものだが、歴史も亦人間をつくるものだ。歴史を異にし傳統を異にする人間は、決して本質的に同一ではあり得ない。生理的にこそ、日本人も西洋人も同じ人間ではあるが、一個の全體としては、決して同じでは無いのだといふ事實、この事實を忘れてはならないのである。

刑務所の教誨師には、眞宗の僧侶が多いやうである。それは善人なほ救はる、況や悪人に於ておやと説くやうな眞宗の教義にも因るのであらうが、受刑者を教誨するに、消極的な淨土思想だけを以てするのはいかゞであらうか。これも、あの座談會の時に云つた事

だが、もつと、積極的なものがそこに必要だと思ふ。尤も、實際に於て今や淨土思想だけを以てしてはならないといふ事を、私は當事者からきいた。正木行刑局長なども、此の點に十分な考慮を拂つてゐられる事は、十二月號巻頭の同氏執筆の一文に徴しても分明で

ある。人力を減殺す可き自由刑制度が戰時刑罰とし、果して妥當なりや否やといふのは極めて適切な命題であるが、私は一步進んで、豈それ、戰時刑罰としてのみならんやと云ひ度い。獨房蟄居の刑罰は靜かに反省するの機會を與へる點に於ては効果的であらうが、



☆ 社會と監獄(時代選刊I)

トーマス・モット・オスボーン著
寺 光 忠 譯

B六判三〇九頁・定價二圓 時代社
「知識人を對象とする文庫・叢書の類」で「當然紹介されなければならぬ古典的價値を有しながら、未だに日の目を見ない埋れた良著も、まだまだ決して尠くはない。そのやうな埋れた名著を丹念に發掘して世に送ることを大宗とし……眞の良著が發見されるまでは、こまやかな愛情とねばり強い意欲とを以て、倦むことなく發掘の作業を続けるであらう」とは「時代選刊

の言葉」として掲ぐる本書發刊編輯部の標榜するところであり、また以て斯かる意圖の下に刊行せられた叢書の第一に「發掘」せられた本書の世界的價値に想到すべきである。

監獄改良の先驅的功績者として、ワードヤクローネやキャップテン・マコノキーの名と共にオスボーンの名を知らぬ刑務官はないが、そのやうに巨大な足跡を遺した彼の名著を一部の専門家・學者の書架から降ろして、廣くわが讀書界に送ることとなつたことは、行刑の社會化と謂ふ立前からも喜ばれて然かるべきことであると言はねばならない。

更に、譯者はわが國少年行刑の最近に於ける輝かしい急展開について常に指導的地位に在られ、其の學殖と具さなる體驗とから自らに發生する譯文の流麗さは完全に翻譯臭を幟脱し、

原著に新たな生命の息吹きを吹き込んで更に一層輝かしいものとしてゐる。學者の良心に基いて編まれた譯註の豊富にして懇切なるは巻末に添えられた跋と共に斯の種著書の讀破にあつたのこよなき手引である。

斯くて、オスボーンの原著は、いまや、はじめて譯者に其の人を得、新たな装のもとにわが讀者界にデビューした。温古知新といふ言葉がある——良著は常に新しく、常に力強く後世を裨益するのである。敢へて本書をわが刑務界の諸彦の書架机上に備ふべきものとして推奨する所以である。

日本出版文化協會推薦
☆ ことも風土記
柳田 國男 著
B五判九三頁・定價一圓六十錢
朝日新聞社

著者が民族學者・土俗學者として、また歴史考證家として夙に令名あることは多言無用。本書はいろいろの子供の遊戯について其の方法や形式や語源を廣く全國に探ね、遠く古に遡りつつ鋭い考證を加へて、いつのまにか昔なつかしい思ひ出のうちに學問の世界を覗かせて呉れるのである。子供の遊戯は、われわれの先祖の生活や敬虔な信仰や素朴な行事に其の源を發してゐることを知つて驚くの外はない。

書中敘述に應じて美しく楽しくほゝましい挿繪が現はれる。童畫をものしては當代比肩なき初山滋氏の獨擅場である。氏は本誌一月號から表紙に麗筆をふるはれてゐるので其の獨特の畫風と持ち味については讀者は既におなじみである。本書の價値の半ばは挿畫に負ふものといふも過言ではないであらう。

作業課長協議會

大東亞戰下意義深き
刑務所作業課長協議會
が久し振りに本省に於
て開催された。協議會
には全國各所の作業課
長が招集された外、特
に今回は各管區の統制
主任官も参列員として
招請を受けた。

先づ第一日、協議會
の開會に先立ち、午前
八時三十分、正木行刑
局長を始め長部總務課
長外各課長衛生官並に
各會同員等刑務協會に
集合し、隊伍を整へ、國民服儀禮章に
威儀を正した正木局長自ら陣頭指揮の
下に、二重橋御前に進み皇居を奉拜し
て各その職域奉公を誓ひ奉つた。

皇居奉拜を終えて、協議會は午前九
時より本省第五會議室に於て開始され
た。先づ國民儀禮に始まり、次いで正
木行刑局長の刑務訓を中心とした戦時
下刑務官吏就中作業職員の心得に付、
時餘に亘る熱誠溢るゝ訓示あり、續い
て長部總務課長、小川刑務課長並に布
施鍊成課長事務取扱の各所管事項に付
ての指示及説明があつた。續いて小川

刑務課長議長席につき本省提出の協議
事項の協議に移り、暫くにして午前の
日程を終えた。

午後はひとまづ協議が中止せられ、
一時より約一時間半、ダイヤモンド社
會長石山賢吉氏の「大東亞戦争と日本
經濟の動向」と題する講演あり、經濟
に關する時局認識に資するところがあ
つた。

講演後小憩あつて、協議會は再び續
行せられ、二日間に亘り終始熱心に討
議せられた。協議事項別にその概況を
示せば左の如くである。

一、女受刑者ニ對スル作業賦課ニ 付考慮スベキ點如何

從來女受刑者の作業に付いては、そ
の數の少ない關係もあつて、兎角看却
され勝であり、その作業状態は今尙粗
笨の域を脱しない。然し總力戦下、女
受刑者の一人と雖もその全能力を發揮
せしめねばならぬとすれば、問題は、い
よ／＼その重要性を増したものと謂は
ねばならぬ。殊に「女子」といふ對象
の特異性は一般の例により得ないもの
があり格別の考慮が拂はねばならぬ
のである。

本問については斯かる見地から協議
が進められ、或は工場を機械化し整備

された組織の下に、航空機の部品(實
際にはパッキングの如き簡單なものも
ある)又は、軍需縫製品の作業等に従事
せしむべしとし、或は軍需構外作業用
の被服を一括縫製せしむべしとなし、
更に又は農耕を課し併せて軍需乾燥野
菜の生産に従事せしむべしとし、同時
に家庭婦人たるべき訓練をも考慮し作
業を賦課すべきものとせられた。

本問に對する委員(京都、大阪、廣
島、宇都宮、福岡、各作業課長)の答
申は概略次の如く述べてゐる。

女受刑者ニ課スベキ作業ハ從來ノ如
キ家庭的内職的作業ハ之ヲ廢止シ現下
ノ時局ヲ考慮シ左記ニ依リ施行スベキ
コト

- (イ) 重工業方面ニ於テ女受刑者ニ適ス
ル作業(航空兵器部品等)ヲ課シ
時局認識ヲ深メシムル共ニ生産
増強ノ一翼ヲラシムルコト
- (ロ) 軍需縫製品作業ヲ賦課スルコト
- (ハ) 作業ノ施行ニ付テハ工場設備ヲ機
械化シ活潑ナル生産組織ヲラシム
ルコト
- (ニ) 婦女子ニ適スル農耕ヲ課シ食糧増
産ニ寄與セシムルコト

二、戦時下作業經營上左記諸點ニ 付考慮スベキ點如何

される。こゝに注意すべきことは「ク
ズ」の意義についてであつて、それは客
觀的に既定の事實として定まるもので
はない。それは見方に依つても其の範
圍は違つて来るし、「クズ」と定つたも
のも行刑の處遇によつて、それを解消
せしめることも出来るのである。事實
それを解消せしめる努力こそは吾々刑
務官に課せられた本来の使命でもある
ので、本問の協議に際してもこの點に
注意が向けられたことは當然である。

各委員(鹿兒島、長野、廣島、宮城
名古屋各作業課長)の答申も次の如く
なされてゐる。

- イ、老弱者及心神低格者ヲ特定刑務
所ニ集積シコレニ適スル處遇方策
ヲ講ズルコト
- ロ、各所ノ實際ニ徴スルニ獨居拘禁
者ノ數ハ相當ノ人員ニ達スルモ果
シテ眞實獨居ヲ要スルヤ再檢討ヲ
加ヘ之ガ減少ニ努ムルコト
- ハ、以上ノ者ニ對スル作業賦課ニ付
テハ能フ限り軍需作業中簡單ナル
附隨作業ヲ撰擇スルコト
- ニ、必要アル場合ニハ訓練施設ヲ爲
シ技能ヲ習熟セシムルコト
- ホ、老弱者及病弱者等ニ對シテハ極
力健康増進ヲ圖リ治癒シタルトキ
ハ適宜軍需作業ニ就カシメ爾餘ノ
モノニ對シテハ經理作業ニ就カシ
ムル様指導スルコト

イ、註文先
ロ、業種
ハ、勞務ノ配分(管理定員)
ニ、能率ノ増進(工程ノ分解)

戦時の作業經營に於ては作業そのも
のが戦力増強に直接貢獻し得るもので
なければならぬ。即ち軍需資材を少し
でも多く生産し、軍事施設を出来るだ
け迅速に完成することによつて國家の
戰爭目的に寄與し得るものたるを要す
るのである。

本問の趣旨は右の如き見地から大東
亞戦争下刑務作業の目標を如何に規定
し、又それが爲には如何なる經營の轉
換がなされねばならぬかに在りすとすべ
きだから、協議も大體この線に沿つて
進められた。そのイ及ロの點は今日
國家が戰爭遂行上最も必要とするもの
の生産をなすべきだといふ目標により
自ら決定し得るし、ハ及ニの點はこ
れ等のものを出来るだけ迅速且豊富に
生産するといふ目標によつて自らその
方向が定まるのである。前者について
は今日既に航空機部品の製作や計畫造
船に協力することに依つて、目標が具
體化してゐるので多く議論の餘地なく
唯後者についてのみ、受刑者の勞力を
如何に適正に管理し叙上の目的に適合

せしめ得るかが論議された。尤も、受
刑者の勞力を各所間及各業種間に如何
に分配するかについては、既に管理定
員制により大體の輪廓が定められてゐ
るのであるから、残る問題は専ら管理
定員を如何に活用するか、次にこの管
理定員制により割當てられた勞務を實
際作業の施行に當り如何に有効に運用
するかといふことにつきる。

管理定員については、雜業人員に對
する作業賦課や經理作業定員の一層の
壓縮が論ぜられ、受刑者勞力の運用即
能率増進については分業組織の再檢討
が種々實例を以て討議せられ、特に作
業經營上從來の有技能者本位を脱却し
て無技能者を主體となし、これに對處
する爲には工程を細分し單能工主義を
以て十分所期の目的が達せられるとさ
れたことは注目に價する。

本問に對する委員(豊多摩、前橋、
岐阜、長崎、川越各作業課長)の答申
は次の如くである。

- イ、註文先
- 1. 軍部
- 2. 官公衛
- 3. 民需(極力減縮又ハ廢止)
- ロ、業種
- 1. 金屬工(重工業)

2. 木工、洋裁縫工及革工(技能作 業)

3. 印刷工
4. 革工(輕作業例ハ古靴解體又
ハ改造ノ如キモノ)

5. 帆布工
ハ、勞務ノ配分
勞務動員ノ關係上管理定員ノ設定
ハ緊要ノ事項タルニヨリ各所其定
員ニ基キ作業計畫ヲ樹立スルト共
ニ特殊事情ノ起リタル場合ハ適宜
定員ノ變更ヲ上申シ以テ事態即應
ノ處置ヲ講ズベキモノト思料ス

ニ、能率ノ増進(工程ノ分解)
作業賦課ハ之ヲ科學的ナル適性檢
査ニ求メ其ノ持つ能率ノ最高度ヲ
發揮セシメ得ルノ方途ヲ講ズルト
共ニ作業工程ヲ質的ニ極度ニ分解
シ標準課程ノ下ニ單能工ノ養成ニ
努ムベキモノト思料ス

三、技能受刑者又ハ構外作業適格
者ヲ除ク受刑者ニ對スル作業賦
課ニ付考慮スベキ點如何

本問の趣旨は技能受刑者や構外作業
適格者を除いて所謂「クズ受刑者」の
勞力を如何にすべきかといふことであ
る。今日、刑務作業とは見方によつて
はこの「クズ受刑者」の問題だとも解

四、作業事務簡素化上考慮スベキ 點如何

一般に行政簡素化が實施せられ少
人員を以て従前以上の能率を擧げねば
ならぬとされる今日、本問提出の趣旨
については多く説明を要しない。協議
に於ても現在の作業事務組織の改革が
議せられ、戒護作業兩組織の有機的統
一が問題とされたことは殊に注目を惹
いた。

以下簡單に各委員(姫路、高松、神
戸、青森、府中各作業課長)の答申の
みを掲げる。

- イ、戒護作業兩課ヲ統合シテ一課ヲ
設ケ之ヲ警備、作業ノ兩係ニ分ケ
現在兩課ノ事務ヲ適當ニ按配管理
セシムルコト
- ロ、前金拂ヲ爲シ得ル様會計規則ヲ
改正スルコト
- ハ、作業ノ補助簿様式ヲ統一スルコ
ト

以上に續いて各所提出の協議事項に
移つたのは第二日も午後三時近くで
あつたが、これ亦熱心に討議が交はさ
れ、傾聴すべき幾多の意見が述べられ
た。

協議を終つて、正木行刑局長より再
び戦時下東道精神につき結びの訓示が
あり、意義深き協議會の幕を閉じた。
時に午後五時三十分。



刑務所 了り

大東亞戦争第一周年記念行事

小 菅 刑 務 所

當所に於ては第一周年記念日を迎へるに當り、職員收容者一同相携へて聖戰完遂の決意を益々強固ならしめるべく記念週間を催した。

第一日(十二月五日) 感謝報恩日
イ)この日の立札
吾れ等生きてありし幸かも
米英を屠る宣戰の
大みことのりいたたく

口)記念週間を迎ふる式典
午前十時を期して神前に於て職員收容者一同打揃つて式典を擧行。神殿に拜禮、國旗を掲揚、皇居を遙拜、必勝、感謝の黙禱の後、教務課長の教誨にうつる。

ハ)標語の募集「國民決意」と題す。
ニ)慰問文の發信 ホ)放送教誨 週間中、戰陣訓を各日に分讀することとした。
ヘ)刑務訓 午前八時五十分職員全員、刑務訓を所長の朗唱について一句づつ唱和、午後毎

日之を繰返し、週間終了後も續けることにした。
第二日(十二月六日) 物資愛護日
イ)この日の立札
一本の釘にもいのちあり
一枚の板ぎれにもいのちあり
いのち、いのち
このいのちが尊いのだ
このいのちを活かさう

口)皇居遙拜と國旗掲揚
ハ)機械器具の入手、資材の整理、衣服、寢具の入手
ホ)職員
尙この日職員一同は午前九時廳舎前廣場に集合。國民儀禮の後、當所敷地内の荒蕪地約二反歩を開墾、約五千本の玉葱苗を植付け、又敷地内の諸通路の補修工事を行つて汗の奉仕をなした。

第三日(十二月七日) 堅忍持久日
イ)この日の立札
われわれはこの戦争に生き
またこの戦争に死するもの
今日の戦時態勢は
決して一時的のものではなく
これがこれからの常態である
口)休憩時間の廢止
ハ)中食一等級奉還
ニ)足袋使用の遠慮
ホ)職員
節烟、入浴廢止、事務職員の休憩時間全廢、靴下、足袋等の使用遠慮を行つた。

第四日(十二月八日) 承諾必謹日
イ)この日の立札
今日戦ひて第二年を迎ふ
いよいよ旺盛なる闘魂もて

日常の生活にも「敵」と戦ひ日々の言動にも「敵」をいましめ一死大詔に應へ奉るのみ。
口)記念式典
午前十一時四十分、職員收容者神前に參集。神殿拜禮、國旗掲揚午前十一時四十九分を期して全國民と共に必勝、感謝の黙禱を捧げ、引續いて所長の訓示、受刑訓の朗唱、最後に萬歳三唱を以つて式典を終つた。
ニ)職員
食の榮を廢止した。
第五日(十二月九日) 増産挺身日
イ)この日の立札
われらの持場はこれ戦線
兵隊さんと同じ心に
國を思ひ増産にはげみ
戦ひを戦ひぬぐこれこそ
わが生くるたゞ一寸の道
口)起床時間の繰上
ハ)休憩時間の廢止
ニ)能率増進の研究
ホ)職員
出勤時間一時間繰上げ、事務一般の整理整頓、事務の簡素化について各自、各課研究を遂げた。

第六日(十二月十日) 戰意昂揚日
イ)この日の立札
御民われら大みこと畏みて
雄ごころのつらぬけやはや
常冬の雪山の
雪の深雪の岩が根をまで
口)防空訓練
ハ)職員
特に作業課職員を中心として生産力増強に關する座談會を開催。

當所職員の錬成の爲めに擬心會を設立して例會を催し回を重ねること、既に三十一回に及べり。これが心身の陶冶に資する處々收容者にも及ぼして、教誨の徹底を期すると共に精神黨化に效果あらしめんとし、十二月八日、大東亞戦争一周年記念日の當日を期し午後七時より職員並びに一級者二十八名も之れに參加せしめて一時間嚴肅に坐禪せり。
木板の響初冬の夜空にこだまする時香煙堂内に立ちこめて端坐する人々の胸中に靜寂の氣一入滲み込む。黙々として跌坐する職員肅々として端坐する收容者其處に刑務一體の極致を現し虚心坦懐、心を虚うして靜坐するや大いに碑益する處ありて午後八時無事散會せり。

職員收容者合同參禪會

奈 良 刑 務 所

第七日(十二月十一日) 必勝祈誓日
イ)この日の立札
朝な朝な必勝を誓ひ
夕な夕な必勝を祈る
この凝結した心身もてわが敵に
體當りせん、同胞よ、いざ!
口)記念週間を終る式典
午前十時を期して神殿に參集、職員收容者打揃つて式典を擧行。
ハ)當選標語の發表
應募人員二一六八、二、四九句
一等、神の子だ出るぞ無限の底力がけ
二等、日の丸を仰いで今日も生命がけ
靖國の神にすまぬぞさあやう
ニ)ラヂオ體操
職員收容者合同參禪會

東京通信

正月三日、畏くも 天皇陛下には午前十時宮中三殿に於て、皇位の元始を祝はせ給ふ元始祭の御儀を嚴かに御親祭遊ばされ、神々しき御束帶、黃楨染御袍を召されて賢所内陣の御座に御參進、玉串を執らせ給ひてしばし御親拜、玉音嚴かに御告文を奏せられ、午前十一時ごろ滞りなく御儀を終へさせられたと洩れ承る。

この意義ある御儀式の直後、この畏き御神域に賢所參拜を差許され、一億國民の欽仰能はざる大内山の御橋を渡るの光榮に浴することの出来たことは忘れることの出来ない感激であつた。大内山の御座所御近く進み參らすかと思ふ心の緊張に、知らず身も氷るやうな肅然たるものを感じ、始めて拜觀する大内山の御門の高さも、近づき參らす御内濠の深さも殊の外趣深く、踏む

玉砂利の音さへ心なしかひとしほ清しく澄み透るかに感ぜられたことであつた。參拜の文武官澤多ある中に従ひつゝ肅々と順番を待ち拜するに、この朝、正目に拜すこの眼前の賢所内陣に陛下には親しく御拜禮遊ばされたかと拜し奉るにつけても唯々畏き極みにて、神々しさいはんかたなく、正面賢所の最近さに唯々恐懼、深甚の拜禮を捧げ奉つて無事退去申した次第であつた。最高の禮に始り最深の禮に終るこの參拜行の中に、眞に歸一し奉るべき臣民のあかき心の道を直感させられたのは恐らく私一人ではなかつたらう。それにつけても、一介の草莽に過ぎざる身が唯 天皇陛下の官吏なりとの資格に於て、申すも畏多い深き思召からかくも尊い御神域の參拜を差許され給ふ大御心のかたじけなさには思はず感泣せざるを得なかつたと同時に官吏としての矜りと光榮に今更の如く限りな

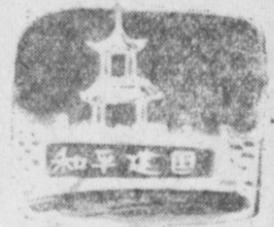
い喜びを感じたことであつた。見れば思ひなしか、參拜の文武官皆の眉宇には大東亞戦争第二の新春にあつたが偏に夫々の職域に於て大御心を安んじ奉らん決意の程が刻みつけられてゐたかに感得せられたのは私の氣のせいばかりではないと確信した。
昨今官吏の指導性について兎角の意見を開かぬではない。然しこの感激の實在の前には云謂すべき懸念は微塵もないと見極めた。

者の謙虚さ——この調和の上に成立つた、げにも香氣ある會場の雰囲気は未だ曾て見ざるものと言つても過言ではない。
然もこの超人的な音樂性を内容づけたものが一に氏の最も日本人らしい謙遜さと禮儀正しさに出づる人格の光であつたことは聴衆の誰一人見逃すことの出来ない事實であつた。感銘すべき權威者の道ではある。

日比谷公會堂に平岡養一氏の歸勅第一回演奏會を聴く。氏は名負ふての木琴奏者として世界第一の名手であることは既に國際的にも認められてゐる。忘我の音樂境にひたることひと、如何なる繊細な陰影も聴き洩すまいと緊張する聴衆の靜肅さ、超人的な技巧をひた隠しに隠しつゝ音樂性的みを最高度に匂ひ輝かさんとする演奏

總じて戰の道は實を以て虚を搏つにある。頃來の連續した激しい決戦を超えての赫々たる戰果を基底に日本國民すべてはるかに雄渾にして強靱なる意志に鍛えられたことは疑ひのないところであるが、この雄渾にして強靱なる意思は日本の歴史に於ける美はしくも香氣ある傳統の「實」に出づる本來のものでなくて何であらうか。實とは何ぞ。曰く皇室、曰く歸一する心、曰く道。

(つづ)



二戦場の決定的性格

—南太平洋水域と北阿に於ける戦闘について—

林 秀

外交講話

世界には四つの戦場がある。

即ち、日本を中心として「支那大陸の戦場」と「太平洋水域の戦場」、獨逸を中心とする「對ソ戦線」及び「北阿戦線」がこれである。我々が若し世界大戦の動向乃至歸趨を察知せんとせば、否更に積極的に此の四戦場に勝利せんとせば、我々は先づ四戦場の性格就中その史的本質を究明把握して置かなければならない。

戦争は、うち見たところ極めて氣紛れであつて、單なる偶發的現象に過ぎないやうに思はれる。同様に、戦場の撰擇も何等意思的のものではなく、出たとこ勝負でチャンバラしてゐると考へられ勝ちである。けれども戦争は決して偶發的現象でないと同様、戦争の場も、單にその時々々の戦争の駆引や思ひつきで撰擇されるものでないことも

明かである。勿論、或る一つの戦場が撰ばれるといふことは、戦術及び戦術上の見地が決定的の要素をなすものである。ジャングル地帯を濬行し、沙漠の大平原を突破し、波濤千里の海洋を飛翔する、といふことはそれ自體何等歴史的原因や哲學的考慮に出づるものでなくして、一切は唯勝つための必要以外の何ものでもない。汎ゆる議論を抜きにして、我々は唯勝つために、即ち米英を打倒屈服せしむる必要によつて、アリューシャンに戦ひ、印度を爆撃し、濠洲に破邪顯正の劍をつきつけるのである。

戦場は、實にそのやうに相互の必要によつて展開されることは明かであるが、その必要が最後の集積して所謂決戦の場となるものである。斯る「必要」は「意思的」であると共にまた「歴史的」であること説明するまでも

ない。即ち、戦場は戦術及び戦術上の必要によつて撰擇決定されるが、それはまた一面に於て歴史的意义を有し、民族的意思に基づいてゐるものである。ポーランドがゲルマン、スラブ兩民族の闘争場となり、ラインが獨逸争奪の場と化し、滿洲の野が日露支會戦の所となつたのは決して偶然でない。

右のやうな觀點から、前記の四戦場を見る時、支那大陸と獨逸戦線の二戦場は共に戦争と戦場とが一致してゐるから、戦争の本質が直ちに戦場の性格になつてゐる。即ち支那事變といふ戦争は、支那大陸の戦場を離れて考へることが出来ない。これに反し、南太平洋水域の戦場、或ひは北阿戦線は、對米英戦争の一部分としてしか考へられず、従つてその重大性がとかく過少評

價される傾向がある。こゝでは、四戦場の中特に如上の二つの戦場に就いて概観することにした。

二

近代戦は、總力戦であると共に殲滅戦であるとは、人のよく言ふところである。かゝる戦争原則論から我々は、日米戦の決着はホワイトハウスが水師營の役割を果さなければ齎らされない、妙くともアメリカ大陸に上陸しなければアメリカは日本に屈服しない、といふ風に錯覺し勝ちである。勿論、我々が此の戦争に勝ち抜く爲にはチェサピーク灣で觀艦式をやる位の意氣はなければならぬ。五十年百年戦争勿論覺悟の前である。けれども、若し獨逸がソ聯をウラヂオストクまで追ひつめなければ、獨逸の對ソ戦争は常識考へるならば、獨逸の對ソ戦争は常識的に著しく悲觀的にならざるを得ないではなからうか。日米戦に對しても、我々は戦争の理念と現實とを混同してはならない。我々がアメリカに上陸することによつてアメリカを降伏せしむ

ることが出来るならば、我々はそれ以前に支那を屈伏せしめて置かなければならぬ。然るに、今日支那の現實を見る時。假令我々が四百餘州鐵蹄下に蹂躪せざるなしとして、果して支那事變を解決し得るか否か。

このやうに考へて來ると、ソロモン群島、特にガダルカナルを中心として戦はれてゐる南太平洋水域の戦場が日米戦にとつて如何に重大な意義をもつてゐるか分る。即ち、我々は對米英戦に勝つ爲には、第一に彼等の反攻基地を完全に覆滅し、第二に敵本國を生存し得ざる孤立の狀態に置くことが必要である。然れば、敵本土上陸は決して最後の戦場とはなるものではなく、寧ろ今日戦はれてゐる南太平洋水域の戦場こそ對米英戦にとつて決定的なものとなる。ハワイが太平洋戦路上の重要性を喪失してゐる今日では、濠洲、ニウジーランドこそは對日反攻の唯一の基地である。故に我々は、アメリカ本土、ハワイから濠洲、ニウジーランドに結ぶ線を切斷し、その決定性ある反攻基地を掌握しなければならぬ。濠

洲、ニウジーランドを米英側から隔離すれば、ハワイは最早對日反攻の決定的力をもつことが出来ないであらう。南太平洋水域戦場の他の一つの重要性は、東亞共榮圈建設にとつて、濠洲及びニウジーランドが國防上、資源上絶対に確保されなければならぬといふことである。この點については他日詳述するとして、以上によつて同戦場が單に日米戦の一局部戦として戦はれてゐるものでなくして、實に對米英決定戦として、又東亞共榮圈建設上、必然にして不可缺の要件として戦はれてゐることが明白である。

三

北阿戦線の重要性については曾つて本誌に詳述した通りであるが、その際特に強調した如く、同戦線が西亞及び東亞の大勢に極めて重大な影響を與ふるものであることは愈々顯著となりつつある。即ち、米英側の戦路上、西亞の確保は、對日戦上にも、對獨戦上にも絶対の條件である。對日戦に於ては

第一に重慶を援助しつゝ支那大陸に第二戦線を結成して日本を挟撃せんが爲に、第二には印度との輸血路を確保せんが爲に。對獨戦上に於ては第一にソ聯の援助ルートの保持、第二にバルカンへの反攻基地の確保、第三に埃及への重慶の緩和等が數へられる。北阿戦線の歐羅巴的意義は前々號に述べたやうに東亞に於ける南太平洋水域戦場の性格と頗る相似したものをもつて居り、その勝敗の歸趨は獨逸にとつても、イギリスにとつても英本土上陸以上の重要性をもつものである。特に、西亞を通じ重慶への輸血路を確保し、南太平洋水域基地と共に支那大陸に重要な一大反攻基地を建設せんとするに至つては、北阿戦線を單に米英の國內策の如く過少評價することは斷じて不可である。

以上二つの戦場に於て樞軸側が決定的に勝利を擲んだ場合、世界の情勢はどう變化するか、第一に米英にとつて、太平洋から全面的に敗退し、第二に地中海からその姿を没し、従つて第三に西亞から印度東亞への連絡路を喪失し、第四に重慶が孤立無援となつて陸地よりする對日反攻は晝前に歸し、第五にはバルカン方面への對歐反攻の希望を棄てなくてはならぬ。彼等に殘されたものは各々その本土と、米州及びアフリカの南部のみとなる。アメリカは東亞にも、ヨーロッパにも足場をもつべく餘りに隔離されてゐる。勿論さうなつたからとて米英が屈服するか否かは豫言の限りでないが、日本は孤立せる無力な重慶を武力的に抑へる一方、濠洲、ニウジーランドを擁してその間着々東亞共榮圈の理想を實現することが出来る。斯る態勢に於て百年戦争は初めて可能である。同様のことは獨逸にも言へるであらう。

然れば、今や如上二つの戦場の勝敗はアメリカをヨーロッパ發見以前に還元せしむるか否かといふ重大な岐路をなすものであり、世界大戦を終熄せしめぬまでも、その決定的性格に於て本土覆滅に匹敵するものであることを銘記し、同時にかやうな觀點よりして政府は一億國民總奮起の輿論指導をなすべきである。

— 29 — 月刊刑政

— 29 — 月刊刑政

— 29 — 月刊刑政



語物子莊

齊物論 (一)

聰 八 郎

或は人の歌ふ聲をきいたであらう。けれど、かの、松吹く風の聲、波の音のごとき大地のなせる籟は、未だ聞いたことあるまい。

いや大地のなすその聲は、聞いたであらうけれど、

かの天のなせる無絃の籟、その大音宣布の響は聞いたことがあるまい。」

子游曰く、
「是非その方を聞かせていたときた
い。」

子綦曰く、
「夫の大塊の噫氣を、それを名けて風
といつてゐる。
是れは、惟夫れ作ることをなれば、す
なほち止む。
苟くも一たび振ひ作すならば、蕙ての
籟といふ籟は、怒り叫ぶるのである。
それ！そなたは獨り、あの響々として
波の遠ほく近く、押しよせるやうの聲
を聞いたことがないかな。」

のこのみ。
人籟はすなほち唯是れ比竹や、琴の類のみ。わがきかせていたときたいは天籟の聲であります。」
子綦曰く
「風は異つて吹かざるに、蕙てのものは夫々に異つた聲に鳴りひびく。
すべての籟穴は、各自己れの音聲と思つてゐるが、
抑もまた斯くの如く萬物をして千種萬態の音聲を出さしむるものは誰であるか。
人は一つのものを發明したといつては己が知にほこり、山にのぼりては、自然を征服したと勇む、
世を掩ふほどの文化ありとも、そはそも何れより啓け来るぞ、
我は一體何處より來れるぞ。
そのいづれにもひびきたる大音聲こそ天籟である。」

これは亂れて糸のもつれたる如き春秋戰國時代にあつて、思想混亂して底止まるところなく、物論囂々として人類が心の依せ場處を失つたのを慨して、物論を齊うするの意を託して論じたものである。

南郭子綦、凡に隠れて坐してゐたが天を仰いで、ふうとゆるやかに息を吹き出し、嗒然として何事もうち忘れ、此の世を超脱して、
すべての相對を離れ、獨尊して立てるものゝやうである。

弟子の顔成子遊といふもの、すゝんで前に侍つて曰く
「どうしたことで在られませう？
形はまことに斯くは槁木の如くならしむることが出来るものであらうか知ら？
心はまことに、斯くは冷えきつた死灰の如くならしむることが出来るものであらうか知ら？
今の凡に隠れてあられます夫子の相昔の凡に隠れて在られますその相とは全く異つてゐますが……」
子綦曰く
「假や亦善いではな、汝の間ふことや今といふ今は、吾れ我を喪れたのである。汝はそれを知つたかな！
汝は笛や琴のやうな、人のなせる籟、

南郭子綦隱几坐。
仰天而嘘嗒然似喪其耦。
顔成子游立侍乎前曰。
何居乎。形固可使如槁木、心固可使如死灰乎。
今之隱几者、非昔之隱几者也。
子綦曰。假不亦善乎。而聞之也。
今者吾喪我汝知之乎。
汝聞人籟而未聞地籟。
汝聞地籟而未聞天籟。夫。

子游曰。敢問其方。
子綦曰。夫大塊噫氣、其名爲風。惟無作。作則萬籟怒吟。
而獨不聞之。寥々乎。山林之畏佳、
大木百圍之竅穴、
似鼻、似口、似耳、似枅、似圈、似臼、似洼者、似汚者、激者、瀉者、叱者、吸者、叫者、譟者、突者、咬者。
前者唱于、而隨者唱喁、冷風則小和、飄風則大和、厲風濟則衆竅爲虛。
而獨不見之調々、之刁刁乎。
子游曰。地籟則衆竅是已。人籟則比竹是已。敢問天

涯しなき大山林が、或は高く、或は低く、大海の大波のごとく揺く相を、みたことがないかな。
それは大塊の息吹をうけて、鳴りうめいてゐる相である。
又百圍もある老大木の竅穴になると、鼻に似たものがあり、
口に似たものがあり、
耳に似たものもある。
朽木の榭形に似たるくほみの竅がある、
或は白に似たるものがある。
さては又かの雨だまりのために出来た注のやうなもの、
水の流れにつれて出来た地の汚のやうなもの、
すべてはみなこれ夫々に限りなく異なつてゐるが、大塊の息吹に激せられるや、その發する聲も各々ちがふ。
巖に激して出す水の音のごとき

鑿矢のやうに鳴りひびくもの、人の叱りとばすやうな聲、
吸ひ込むやうな忍び泣きの聲、
聲をかぎりに叫ぶもの、
藤をふりあぐるもの、
犬の遠泣きのごとく咬ゆるもの、
前にすぎゆくものは呼と唱へば、つよいて後にゆくものは唱と唱ふ。
風の冷然として、軽く吹き来るものにあへば、
それにつれて相和して聲を爲し、
颯々風が吹き来るにあへば、それにつれて、大いに鳴りわたる。
暴風の厲しく吹き濟つてすぎゆけば、すべてそのあとの静寂さ。
汝は、あの調々、刁刁として、山林樹木の揺れに揺れ動いてゐるのを、みるであらうか。」

子游曰く、
地籟は、それならば則ち、衆ての籟穴

子菴曰、夫吹萬不同、而使
其自己也、
威其自取、怒者其誰邪。
大知閑々、小知間々。大言
炎炎、小言詹々。
其寐也魂交、其覺也形開。
與接爲構、日以心闘。
綬者、密者、密者。小恐憚々、
大恐綬々。
其發若機括、其司是非之
謂也。其留如詛盟、其守勝
之謂也。
其殺如秋冬、以言其日消
也、其溺之所爲之、不可使
復之也。
其厭也如緘、以言其老漚
也、近死之心、莫使復陽也。

大知ある人は、いかにも餘裕があつて、物閑かである。まるで深く湛へた淵の如し。
小知の人は、すべてがこせ／＼としてやゝもすれば所知や末に迸つて岩にせかる谿川の如し。
大人の言いふや、炎炎とかややく光のやうに、一切を照して掩ふものもなく、小人の言いふや、詹々として言多くして詮するところやなし。
小人のあさましさ、その寐てある時でも、その魂は油断なく、その覺むるや、形の用意をととのひ、人と與に接はつて構へを爲し、來る日も、又來る日も、油断なく心を闘はすのである。
綬然として、優柔不斷なるもの、窘然として、深く胸に一物を藏して、陰險他に知らしめざるもの、緘密にして、わづかなことにもこだはり、細かなるものがある。

小心恐々たるものは、懔々としてものあはれに、
大いに恐怖に襲はれては、驚懼して手の下すところなく、心氷つてその形や綬々として惘然自失するのである。
まさにその言を發するや、機括（弩）の石を射出す構へのやうに、是非を争ひ勝ちを司らんがためである。
わが勝を固く守らんがためには、神のも忽がせにせぬ、斯くのごとく日夜に

前に詛盟つたものごとく、一言一行身心消耗してゆくことは、かの秋冬の候、木枯の風に吹かれた枯葉の再び緑にかへらざるが如く、一度我が體をばなれて溺りせるものゝ、復びかへらざるが如し。
耗り削らされて、老いて深き泥漚の落ち込むやうに死に近づき、復び若くかへることの出來ぬ哀は、眼にみえぬ力に厭され、固く緘じ込められて、出づる期なきが如し。

南のたより

「刑政」の座談會でお訊れして以來二ヶ月余バタバアに釘つけされ、「ジワ新聞」やつこの八日の記念日に創刊迄漚きつけました。當地今迄のところでは物資頗る豊富、但し漸減は必然。炎暑は日本の猛夏と大差無く、但しこの大都會にも附近に千米突以上の高原地帯あり清涼を樂しみ得るので救はれます。小生元氣。遙かに御健勝を祈ります。本日、小沼君島より來たり、始めて邂逅、「ここでかうして會はうとは」と與三の文句を思はず口ずさみし次第……………
（十二月六日、バタバア……………鈴木文史朗）

大東亞之道光

溫故知新

佐伯復堂

臣民相共に位に素して分を盡す

位に素して分を盡す。これ正に臣民の大道。「君子素其位而行、不願其外」(中庸第十四章)この教は、當今の職域奉公は勿論、あらゆる分を竭すべく垂教せられたものである。位は境遇の意、素はもとづく意なるが、この素に深い意を藏してゐる。或は情と通じ、眞情、まめやか、かの意を有し、心底から専心に現在の境遇に相應するやう躬行することで、職域は言ふまでもなし、身分だらうと生計だらうと、其の處る所の位に據りて處置し、敢て分外の非望を懷かず、唯一心不亂に其の本分とする所を、其の日、其の日完全に竭すやう操持すべきである。如何に高邁なる志を有するも、この志

を達成するには、先づ現在の第一歩から進まねばならぬのである。本分といふことは、道とも名づけらるるもので、吾人日本臣民は、所謂有待の身として、吾が身は吾が身でない。親ある者は親の分身であるとし、又君の爲めお役に立つ時來らば、何時でも惜しげなく捨てて了ふ覺悟を持たねばならぬ。これぞ本分である、従つて職業でも亦吾が自由になし吾が物顔に考ふべきではなく、間接に君より命ぜられたる職業として之を守り、その報酬の如きも、君より賜はりたる惠の露として押頂き、大小多寡は之を措いて顧みず一向感謝の念あるのみであるべきことは、これぞ臣民たる觀念の極致である。信すべきである。假りに之を宗教から觀察すると、天地萬物悉く皆神や佛の御物として敬愛し、一勞一働すべてこれ神や佛のお仕事として受け、一長官、一社長等、人間の同志の爲めにはたらし居るものに非ず、換言すれば、天の命としてなし居るものであるとの信念に充滿して居れば、人を咎むるわけもなければ、天を怨むすぢもないと

するのと少しも異ならない。あらゆる臣民に、かうした眞情が洋溢せば、こゝに始めて大東亞戰に於ける第一線に立つ至誠軍人に對して慚死せずして可なるものと稱すべきである。佛教には覺岸(支養一)といふことを述べてゐるが、日本臣民の道徳的覺岸は、正にこれであらねばならぬと信するものである。
畏くも慶應四年三月十四日に下し賜はれたる億兆安撫、國威宣布の宸翰と稱せられた明治維新の勅語に「天下億兆一人も其の處を得ざる時は皆朕が罪なれば」と仰下され、又刑律を改撰せる明治二年九月二日に下し賜はれたる詔書にも「萬民所を得て國威始めて振ふべし」と仰下されたる「處を得」るは、聖天子の徳の然らしむる所なるも、「其の處即ち現在の安居」に素して行ふは、忠良なる臣民の力むべき所であらねばならぬ。而してこの素位盡分は、單なる職域奉公ではなく、實にあらゆる本分躬行の極致に到るべきである。之を中庸(第十四章)に於て、危

險を冒して僥倖を期するやうのこと、天の命に順應して皇國の正しい明るい清き大道を強進するだけである。こゝの所を同じ中庸の教に、「富貴に素しては富貴に行ひ、貧賤に素しては貧賤に行ひ、夷狄に素しては夷狄に行ひ、患難に素しては患難に行ふ。君子入るとして自得せざるなし焉」と説明せられた。即ち順境に處しては順境のやう、逆境に處しては逆境のやう、自得すべきである。反言すれば人々其の所在に隨つて道徳的會心存するを以つて、到る處に現在を樂み現在に安んずる道徳的覺位を自得するものである。最後に附加したいことは、分を盡すといふことを主觀的に見れば、誠を竭すといふことにもなる。佐藤一齋の言志四録に「盡性分之本然、務職分之當然、如此而已矣」とあるのはこれであり。又諸葛孔明の出師表に「これ臣が先帝に報い陛下に忠なる所以の職分なり」とあるのも亦「位に素して分を盡す」といふことの別言ともいへる。

清浦伯と行刑

(上)

大石武

(一)

清浦伯と行刑との関係は、尙ほ清浦伯と法律との関係の如くに古い。清浦伯と法律との関係は實に古い。伯は明治九年早くも司法省に入つて検事として、刑法や治罪法の編纂制定に參與してゐる。法律學者とはいへないとしても、法制通として、明治初期に於ける斯界最古老者の一人であつたことに否やはない。明治草創の際、少くも法制に關する限り、伯の功績は頗る大きいといはねばならない。伯が明治十三年から同十六年まで、當時の警察官や憲兵に對して行つた治罪法の講義「隨聽隨筆」は當時の呼物であつたし、又伯が明治二十二年に出版された「明治法制史」は、今日と雖も立派な典據となつてゐる。伯が當時關與されたのは、法律の中でも主として刑事方面のことであつたから、従つて行刑のことも、早くから伯の關心の對象となつてゐたわけである。明治二十二年に公布された例の「改正監獄則」の如きも、明治十四年の刑法制定と同時に、伯を主任とし、井上毅、股野琢、村田保といつた人々が委員となつて、これが起草に着手したのである。それ以前、明治五

年に我が國最初の「監獄則」が公布されたが、これは主として小原重哉氏の手に成つたものであり、伯がまだ埼玉縣の青年官吏として、その行政的手腕を顯はれてゐた頃のことであるから、或は、伯の與り知らないところであらう。尤も伯の關與された明治二十二年公布の「改正監獄則」が、餘りにも飛躍に過ぎた明治五年の「監獄則」。小原氏の行刑思想を相當程度修正したものであるとすれば、その點に於ては偶々伯の實情に即した監獄行政の見識を窺ひ得ようといふものである。

(二)

伯は司法省から參議院時代を経て、明治十八年内閣官制の樹立されるや翌十九年三月に、警保局長となられた。爾來伯は、滿五ヶ年間、警保局長として縦横にその才腕を發揮したのであるが、恐らくこの期間が、伯の長い間の公的生活の中でも、一番華やかであり、且つ一番得意の時代であつたらうと想像される。まことにこの五ヶ年間に於ける伯の活動は目覚ましいものがあつた。「不眠不休といふ言葉は、當時、自分が最初に言ひ出した言葉である」とは、かつて伯が記者に語つたと

ころであるが、當時の伯としては、もと、素質のすぐれてゐる上に、先輩に山縣公を戴き、同僚に白根專一、平田東助、大浦兼武等の諸俊髦を擁しての活動であるから、正に鬼に翼といふものであつたらう。伯はこの期間に山縣内相の意を承けて、警保行政の刷新に主力を注ぎ、次で監獄行政の改善に餘力を割かれたのである。當時の監獄行政は、警保局の一課監獄課の所管に屬してゐたが、伯は警保局長の身を以て、當時監獄課長を兼務してゐられたのであつた。伯には今日「警察回顧録」といふ小著を残してゐられるがこれを讀むと、伯の當時の苦心がいかに慘憺たるものであつたかゝ知れる。記者は同様の意味で、伯に「行刑回顧録」のないのを甚だ遺憾としてゐる。強いていへば、刑政第四十八卷五、六月號に連載してある「行刑回顧録」がそれでもあらうが、これは伯が高齢になられてからの記憶であるから、聊か疎に過ぎる。何れにしても我國の警察なり行刑なりが、現在の如き進歩發達を見てゐるのは、伯の警保局長時代に、しかも伯自身の手によつて、その土臺が、かれ、その根幹が培はれたものであるといふても決して過言ではあるま

と思ふ。その意味に於て、當時の伯の存在は少くも、警察と行刑に關する限り、劃期的の存在であつたといへよう。切言すれば、警察と行刑とは、當時の伯の生んだ双生兒であるともいへよう。今日警察界と行刑界とは、この生みの親である伯の恩を忘れるようなことがあつてはならない。殊に行刑の方は、警察に比し、より多く伯との縁が深いといへる。何となれば、警察方面に在つては、伯の外にも大先達を求むるとなればそれはいくらもあらうが、行刑方面には、これが比較的少いのと、それに、伯がその後臺閣に上ることと五度の中、三度までは司法大臣としてあつたから、行刑とは自然切つても切れぬ宿縁があつたといへるからである。事實、伯は、朝に在ると野に在るとを問はず、行刑並に保護事業のことに關しては、常に念々切々として、深く思ひをいたされたものである。その伯も昨多つひに、天壽を全うして、その長い生涯を閉ぢられた。記者は今この「清浦伯と行刑」との一文を草するに當り、偶々伯が數年前刑務協會の五十周年祝賀式典に特に出席されて、伯のいはゆる「監獄協會」の發展ぶりを祝されたその清瀾鶴の如き姿を想起

しつゝ、行刑上の大恩人としての伯に對し多大の敬意を表せざるを得ないのである。

(三)

清浦伯が、明治十四年の刑法制定に伴ひ、監獄則の改正を企圖されたのは前にもいふ通り、ずつと以前からのことであつたが、しかしながら、伯が實際の行刑に關與し、且つこれを指導するに至つたのは、伯の警保局長時代中でも監獄課長兼務の時代であつた。警保局長といふ役目は、その後もずつとさうであつたが、當時に在つては特に事務的といふよりも、むしろ多分に政治的色彩の濃い役目であつた。明治二十年前後といへば、新生日本の丁度脱皮期で、藩閥の、政黨の、憲法發布の、條約改正のと、内外幾多の重大問題に直面して、國內が沸き返つてゐる頃であつた。この間に處して、事務面、政治面、往くとして可ならざるなき伯が警保局長の要職に坐つたといふことは山縣内相のおめがねもさることながら伯としても會心のことであつたにちがひない。伯が、この期間に於て政治面に於けるその不斷の積極的活動にも拘らず、事務面に於ても亦、異常の成績

(四)

を示されたといふことは、偶々伯の才腕が政治的事務家、若くは事務的政治家として特異のものであつたといふことを知るに足るといふよりも、當時に在つては、警察なり又行刑なりの事務そのもの、解決といふこと、そのことが、同時に政治的意味を含んでゐたといふことを物語るものであるといつた方が正しいかも知れない。事實伯は、警察若くは行刑の事務的刷新改善といふことに對して、當時非常に力を注がれたのであつたが、それは又、對内的にも、對外的にも當時に於ける政治問題の解決と關聯してゐたのである。警察のことは姑く措くとするも、未だ舊奉行所の餘習を脱せず、且つ「薩摩警察」の名さへあつた當時の警察界にメスを入れて、これが刷新改善を圖るといふことは、伯の立場としては、そこに多分の政治的意味があつたことと思はれるが、伯が特に行刑の刷新改善といふことに着眼された、その動機が主として、かの條約改正問題の解決に備へんが爲めであつたことは、伯の自ら語るところであり、且つそれは、政治家である伯として當然のことであつたらう。

條約改正問題の爲めには、寺島、井上の兩外相も失脚したが、大隈外相は文字通り脚を失つた。この大隈外相の遭難は明治二十二年十月十八日のことであるから、清浦伯の警保局長時代は、國論が條約改正問題を中心として、最高潮に達してゐる時であつた。伯としてこの問題に無關心でゐられるわけがない。尤も條約改正問題といへば、關稅改正問題と治外法權撤廢問題との二つを含んでゐるが、伯に關する限り、その關心が主として後者に在つたことは言ふまでもあるまい。そして治外法權の撤廢については、我國に於ける法制の完備といふことが、その前提條件として當然に要求されてゐたのである。外人側の申分がさうであつたし、我國としてもそれは承認せざるを得なかつたのである。その爲めにこそ我國としても、刑法治罪法乃至民法、商法その他諸法典の編纂制定を取り急いだのもあつたが、しかしながら、裁判とか行刑とかになると、事が身體生命名譽に關するだけに、外人だちは容易に日本の現狀に満足しようとしな

のであつた。清浦伯の言葉を借りていへば「かりに法律だけは立派に出来ても肝腎の裁判官が、現在のやうに身分の保證がなくては、安心して日本の裁判を受けることが出来ない」わけであるし、又行刑でいへば「獄舎や設備の如きも、舊藩時代の牢舎をそのまま、監獄として使用してゐるところもあれば又舊藩時代の御用倉を多少模倣替へして監獄に代用してゐる」ところもあるといつた當時の日本の行刑では、外人だちが容易に承知しないのも無理のないことであつたらう。日本で發行する當時の外字新聞なども八ヶ間しくそのことを言ひ立てたものだが、中でも伯を特に刺戟したのは、和蘭の法學者ハメル氏が、當時ロンドンで開催された萬國法律會議の席上、日本の治外法權撤廢問題に關して述べた言説であつたらしい。ハメル氏は當時主として日本の法律や裁判の不備を指摘したのであつたが、伯も「その中には監獄の改良といふことも、相當力強く言及してゐたやうに記憶してゐます」と言はれてゐるやうに、當然、行刑のこと

問題として取り上げられてゐたのであらう。何れにしても、當時の國論であつた條約改正問題に對し、最後の解決を與へんが爲めには、先づ日本の法制を完備せると共に、その實際の運用をも妥當なものにする必要があつたし、その一部門として行刑の刷新改善といふことが、當時強く要求されてゐたのであつた。政治家としての伯もさう考へてゐたであらうが、それは又、當時警保局長として監獄課長を兼ねてゐた官吏としての伯の職務上當然に考慮しなければならぬことであつた。考慮の末、伯の腦裡には當時二つの考へが浮んだのであつた。

(五)

警保局及び行刑の刷新改善といふことに關し、當時清浦警保局長の腦裡を横つた考へは、新時代の要望に應へて警察官及び監獄官を養成するといふこと、監獄行政に關する經費は全部これを國庫で負擔すべきであるといふこの二つであつた。或は後者と關聯して、監獄行政の司法省移管問題についても

夙に伯の考慮には上つてゐたらしいのではあるが、これは後段において觸れることとする。警察官及び監獄官の養成といふことは、たしかに清浦伯の卓見を示すものだが、伯は先づその第一着手として、警察官練習所を、明治二十二年早くも赤坂舊大和屋敷跡に開設したが、それを先蹤として、それから僅に七八ヶ月を距てた明治二十三年四月、監獄官練習所なるものが小菅の東京集治監内に設置されたのであつた。前者の成績の良好なりしことが、後者の開設を早むるに役立つたのであるとは伯の生前の直話である。講師は何れも當時の専門家を網羅してゐたが、兩者夫々の主任教師として、伯はこれの時の帝大教授種積陳重博士に謀つて、警察方面には松井茂氏を、行刑方面には小河滋次郎氏を得られたのであつた。兩氏ともその後、各所持の部門に於ける夫々の權威として、斯界に多大の功績を残されてゐることは普く人の知るところであらう。同時に伯は、當時の我國の實情が範を歐米先進國に取るの必要ありし事實に鑑み、外人講師として、前者にはヘーン氏を、後者に

はゼバッハ氏を夫々遠く、獨逸から招聘すべく妙からぬ盡力斡旋をされたのであつた。これ等の外人講師だちは何れも相當の人物で、當時の練習生だちに對し、實に大きな感化を與へてゐる。我國に於ける警察及び行刑の刷新改善は恐らくこれ等外人講師だちによつて一時期を劃されたのであるといつても過言ではあるまいと思ふ。何れにしても、兩練習所の創始者にして且つ指導者である當時の清浦警保局長としては、その責任も大きかつたが、同時にその拘負も相當大きなものがあつたらしく、現に第一回監獄官練習所開所式の劈頭、伯の試みた訓示の中には次ぎの如き言葉がある。

這般内務大臣閣下が監獄官練習所を設立されたるの趣旨は、監獄事務の改良、進歩を冀圖されたること勿論なりしが、その冀圖を達成するには先づ泉源を潔くして、然る後末流に及ぼすの手段に出でられしわけなり。……監獄管理は一つの學問なり、而も高尚なる一の専門の科學に屬す、監獄管理は一の政務なり、而も地

方政務の中に在りて、緊要の政務に屬す。想ふに、第一回の練習生は、監獄官の中でも幹部級に屬する人だちであつた。伯の意圖が、伯のいはれるやうに末流を清ふせんが爲めには先づその泉源を清うする必要がある、手足を改めんが爲めには、先づその頭腦を改むる必要がある故に、何は措いても先づその「泉源」頭腦に對し「高尚なる監獄管理の學理」を注入しようとするにあつたことが肯ける。「監獄の支配者にして、且つ最も重要な地位を占む

る」ところの當時の「諸君」に向つて伯が特に要求し、期待したところのものは、實にその點に在つたのである。伯のこの意圖とこの要求とは、當時に在つては——現在でもさうかもしれないうが——賢明にして且つ合理的なものであつた。何となれば「制度よりは人、人の中でも上の人」といふのがいつの世にも不變の原則でなければならぬからである。第一回監獄官練習所の期間は僅に二ヶ月に過ぎなかつたが、その効果は相當顯著なものがあつた。卒業生だちは、何れも二ヶ月前に持つて來

たときとは多少違つた頭腦を、各自の任地へ持ちかへることによつて、夫々にその任地に於ける培養素としての役目を果たしたのであつた。想ふに、清浦伯の頭腦は、時代を一步だけ抜いてゐた。或は動きつゝある時代のトップを切つてゐたといふ方がいゝかもしれない。伯と時代との間には、前後の接觸があつたが、相互の距離はなかつた。その意味に於て伯は、行刑に關する限り、小原重哉氏や佐野尙氏の如き空想家的先覺者とは自らその撰を異にしてゐた。伯は先覺者とい

ふに遠く、指導者といふに近かつた。しかも、實際家としての指導者であつた。伯の眼は時代より一步だけ先んじてゐたが、その手は時代の動きを離れて動くことなく、常に時代の動きを伴つて動いた。我國の行刑が、伯の指導扶掖によつて着々刷新改善の實を擧げ得たのもその爲めであらうし、又伯自身、官吏としてあのやうな大成功を収められた所以も、亦その點に存するのであらうと思はれる。

新刊紹介

日本出版文化協會推薦

☆ 姿三四郎 富田常雄 著

B六判・四一九頁・定價二圓 錦城出版社

著者は雑誌「人」に「風雲」を連載したことによつて讀者には既に其の作風を知られてゐる。故嘉納治五郎門下四天王の一人富田常次郎氏を父とする

人であり、従つて「風雲」や本書に於て示される裂帛の氣合に漲る作風は所謂「御家藝」であり、他人の追隨を許さぬところであると言はれる。

講道館柔道の運命を擗つて姿三四郎なる人物が如何に活躍するかは之を讀者自らの手に委ねやう。さあれ、本書はいま讀書界に於て「絶對に面白い本」と評せられ、推薦せられてゐる。

☆ 娘 二一 新田潤 著

B六判・三〇八頁・定價一圓七十錢 佃書房

近作の短篇九つを集めたものである。そのうちの「ついに雑誌「人」に連載された「晴れた空」がある。

文部省推薦

☆ 兒童公園 末田ます 著

B六判・二六五頁・定價一圓五十錢 清水書房

現在帝都の公園總數は二〇三、その總面積二七七萬餘坪と稱せられる。著者は大正十二年米國より歸朝、東京市公園部長井下清氏に懇望せられて市に入り、爾來公園に於ける兒童指導とい

ふわが國としては全く未開拓の分野を初めて擔ふこととなり、今日まで二十餘年間「兒童公園」の建設の爲に盡瘁せられ來つた功績者である。

本書は三篇より成り、第一編に於ては兒童遊園指導の體験を、第二編に於ては兒童公園の管理指導について、第三編に於てその施設につき論じ盡してゐる。本書が公園行政についての啓蒙書として、一般向教養の書として推薦圖書に擧げられたことは蓋し當然のことと謂へやう。

「監獄費國庫支辨」問題の頃

島 正 雄

明治年代における監獄行政の主要なる問題の中に、府縣監獄費の國庫支辨と、内務省より司法省への移管と、新監獄法の制定とがある。その監獄費國庫支辨をめぐる論議を帝國議會の討議の中に探り、そこに、明治二十年代の行刑上の諸問題を掴まうとするのが本稿の意圖である。われわれは、明治初期においては監獄の事がともかく爲政者の間にひろく採り上げられてゐた事を知るのである。それは、一つの機微なる政治問題でもあつた。われわれとしては、ただ、本稿によつて、さらにはその紙背を通して、そこに流れてゐる當時の行刑の實情と行刑の思潮とを回顧的に汲みとればよいであらう。この貴重な調査は、貴族院屬島正雄氏の手になつたものである。公務多端の中での勞を多謝したい。——(寺光)

明治十三年十一月太政官布告第八十

四號は「今般歲計ヲ節約シ紙幣銷却ノ元資ヲ増加シ併セテ地方ノ政務ヲ改良スルノ要ナルヲ察シ左ノ通制定布告候事」として、其の第一條において地方税目中地租五分の一以内とするを地租三分の一以内と改定し第二條において監獄費及監獄建築費其他の經費を地

方の負擔にする旨を達して、財政上の都合により監獄費を府縣の經濟に移したのであつた。爾來監獄費の國庫支辨

への問題はいろいろと論ぜられてきたのであつたが、これが議會を通過するには並々の事ではなかつた。

先づ明治二十四年十一月すでに早く第二回議會に時の松方内閣は「府縣監

獄費及府縣監獄建築修繕費ノ國庫支辨ニ關スル法律案なるものを提出した。その内容は、第一條 地方税支辨ノ費目中府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費ハ明治二十五年以降國庫ヨリ支辨ス

第二條 府縣監獄ニ屬スル土地建物器具素品製品其他ノ物件ハ二十五年以降總テ國庫經濟ニ移ス」といふのである。

衆議院の第一讀會に於て政府委員内務次官白根專一君は
○監獄費及監獄建築費ハ明治十三年マデ國庫支辨ナリシヲ十四年以後之ヲ地方負擔ニナセルモノニシテ以來凡ソ十餘年間、二十四年度ニ於ケル監獄費及建築修繕費ハ全府縣ニ於テ三百二十七萬四千餘圓ニ達ス、抑々監獄ハ刑事被告人ノ拘禁及ビ刑罰ノ

執行等國法ヲ執行スルニ必要缺クベカラザル場所ナルヲ以テ、今ヤ財政稍々整理ヲ告グルノ際再ビ國庫支辨トシ、以テ治獄經濟上ノ不利不便ヲ除去スルハ寧ロ當然ナルコトト考フ

と本案提出の趣旨を説明し、後特別委員の選舉に移り木暮武太夫、堀部勝四郎、宇野爲五郎、島田孝之、門脇重雄、森東一郎、佐野助作、角利助、脇坂行三の九名が當選した。

特別委員會は堀部勝四郎君を委員長に木暮武太夫君を理事に互選の上審査を了り、第一讀會の續に於て委員長堀部勝四郎君はその審査の經過及結果を報告して、

○第一、此ノ政府提出法案ハ裁判所ト同様監獄費ハ國庫支辨トスルト云フモ其ノ性質ヲ研究スルニ未ダ他ニ

に於て内務大臣副島種臣君より

○監獄費國庫支辨法案ハ元來二十有餘府縣ヨリノ願出ニヨリ作りタル法案ニシテ、一ニハ地方税負擔ヲ輕クスルト共ニ他方監獄制度ヲ帝國全地ヲ通ジテ平均ナラシムルノ必要アルニヨル

と本案の趣旨を説明の後、左の九名の委員が互選せられた。

三浦安、清浦奎吾、子爵谷干城、富田鐵之助、小原重哉(明治二十四年十二月二十七日死亡)、渡邊甚吉、瀧古吉良、伯爵清棲家教、伯爵正親町實正(得票順)

堂々たる顔ぶれである。此の特別委員會は子爵谷干城君を委員長に、清浦奎吾君を副委員長に擧げて慎重審査を了したのであつた。

かくて谷委員長は第一讀會の續に於て

○監獄費ハ明治ノ最初ヨリ國庫支辨ナリシヲ明治十三年太政官布達ヲ以テ地方税ト爲ス、當時ノ有様ヲ見ルニ十年ニハ戰爭モアリ政府ノ入費モ嵩ミ國庫ニテハ支ヘ難キガ故ニ之ヲ地方ニ移セルモノニシテ當時ニ於テハ當然ノコトト考ヘラルモ、今日ニ

國庫支辨ト爲スベキモノ多々アリ、經濟上ヨリスルモ今年ノ如キハ從前通り地方税ニ擔任セシムルヲ可トス第二ニ都會幅濶ノ地ハ交通ノ便多ク悪人モ多分ニ入り込ムガ故ニ監獄費モ多分ニ掛ルト云フモ他方ニ於テ善良ナル人モ入り込ム爲ニ是ハ畢竟利害得失相償フモノト考フ

第三ニ管理上週因上統一ノ實ヲ擧ゲ得ルト云フモ、是ハ監獄則ニヨリ十分統一ノ實ヲ擧ゲ得ルト考ヘラル、此ノ故ヲ以テ委員會ハ本法案ヲ不可ナルモノト認定ス

と報告し、これに對して、白根内務次官は原案維持の意見を述べ、表決をとつたが、百七十九對六十七の少數にて本案は否決、第二讀會は開くべからずと決定した。又他方監獄費國庫支辨の請願が衆議院に提出せられたが此の請願も委員會に於て「議院ノ會議ニ付スルヲ要セズ」と決議せられたのであつた。

次いで第三回議會に於ても松方内閣は同じく「府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案」を此度は貴族院に提出した。その第一讀會

於て是ヲ國庫ニ移ストセバ地方人民ニアリテハ地方税ニ於テ三百萬圓ノ負擔輕減トナルモノナルガ故委員會ニ於テハ全員一致ヲ以テ原案ヲ可決ス

と委員會の審査經過及び結果を報告した。貴族院は直に第二讀會、第三讀會を開き、本案を可決の上、直ちに衆議院に送付したのである。

衆議院は本案の第一讀會を開き、政府委員内務次官白根專一君は

○今全國府縣在監人の數は六萬八千餘人ニ及ブ、是ハ我國トシテ少イ數デハナク、斯ル多數ノ囚徒ヲ現狀ノママ地方經濟ニ委ストキハ地方經濟ハ益々困難ヲ加フルニ至ラン、現ニ府縣ニ於テ意納處分ニ遇ヒタルモノハ十四年來甚ダシキハ三十萬人ニ及ブ状態ニアリ、今此ノ費用ヲ國庫ニ復舊セムカ其ノ財源上ニ於テ地租割戸數割、營業割ノ減トナリ民力休養ニ最適ノ良法ト考フ

と趣旨の辯明を爲し、後、尾崎行雄、守野爲五郎、中野武營、朝長慎三、田艇吉、森東一郎、加藤六藏、平林九兵衛、川島宇一郎の各委員は委員長に中野武營君を、理事に森東一郎君を互選

の上本案の審査を了り、第一讀會の續に於て中野委員長は

○本案ニ就テ政府ノ理由トスル所ハ第一監獄費ハ性質上國法執行上ヨリ生ズル費用ナルヲ以テ當然國庫支辨タルベキコト、第二行刑上ノ公平、第三獄務ノ改良即チ週因ノ統一ノ三點ニアルモ委員會ニ於ケル審査ノ結果ハ今日ノ場合斯カル理由ニヨリ國庫ニ移スノ必要ヲ認メズ、即チ彼ノ地價修正地租輕減ノ問題ノ如キ各府縣共ニ之ヲ希望シ本院ニ對シテモ實ニ數百萬圓ヨリ數百通ノ請願書ノ提出セラルルアリ輿論ヲ代表スル衆議院ガ本件ニ就テ法律案ノ提出ヲ希望スルニ拘ラズ政府ハ極メテ冷淡ナル態度ヲ以テ之ニ對ヘ、却ツテ僅カニ數縣ノ希望スルニ止マル監獄費國庫支辨ノ問題ヲ重視シ之ヲ輿論ト見ルガ如キハ抑々事ノ輕重ヲ誤マレルモノニシテ、施政ノ前後緩急ヨリスルモ今日監獄費ヲ國庫ニ移スノ必要ナシ、此ノ故ヲ以テ本案ヲ否決ス

と委員會に於ける審査の經過及結果を報告し、討論終結の後、記名投票を以て決を採つたが、百五十一對百十七を以

て本案は第二讀會を開かざることに決定せられたのであつた。尙ほ別に監獄費國庫支辨の請願が衆議院に提出せられてゐたが、委員會に於て審議未了に終つたのであつた。

第四回議會に於いては、別に片岡直温君外六名に依り「府縣監獄費國庫支辨ニ關スル法律案」が衆議院に提出せられた。第一讀會に於て片岡直温君の提出理由の説明後、鈴木基次郎君は本案に反対。粟谷品三君は賛成の意見を述べて本案の委員附託を議場に諮つたが否決せられ、尙本案の第二讀會は百五十三對八十四の少數を以て之を開かざることに決した。

第五回議會に當つては、貴族院に於て、子爵林友幸君、尾崎三良君、安場保和君發議者となり侯爵醍醐忠順君外六十四名の賛成者を以て貴族院規則第六十四條に依り「府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案」を提出、本案の第一讀會を開き、尾崎三良君先づ提出の理由を説明の後特別委員選舉の結果尾崎三良、富田鐵

之助、安場保和、子爵新莊直陳、箕作麟祥、清浦奎吾、男爵榎村正直、山口尙芳、藤村紫郎（得票順）の九名が當選した。

本委員會は尾崎三良君を委員長に、安場保和君を副委員長に互選の後會議を開くこと一回にして審査を了り、尾崎委員長が第一讀會の續に於て審査の經過及結果に就て報告をなしたる後、長谷川貞雄君が起つて之に反對の意見を述べた。

○抑々本案ハ第二期議會ニ於テハ貴族院ニ政府案トシテ提出大多數ヲ以テ可決セルモ衆議院ニテ消滅。今期議會ニ於テハ劈頭ニ、貴族院ノ第一號案トシテ提出セラレ澤山連名ノ賛成者モアリ特別委員會ニ於テモ異論ナク可決トナリタルモ、第一ノ監獄費ハ其ノ性質上國庫支辨ト爲スヲ必要トスルトイフ點ニ就テハ國庫支辨トスルモ又地方税ニ依リ支辨スルモ直接間接ノ差ハアレ我國家ノ經濟トシテハ別ニ變ラヌ故今ノ儘テ支辨ナシトスレバ忍ベルコトハ忍ブガ宜イト考ヘル第二ノ府縣費支辨ニテハ罪

ヲ表明ス
と述べたのであつた。

特別委員會は角利助君を委員長に、加藤六藏君を理事に互選し、會議を開いたのであつたが、決了を見ないうちに議會解散となる。

第六回議會を迎へるや、貴族院に於て子爵林友幸君、安場保和君、尾崎三良君發議者となり、侯爵久我通久君外四十名賛成の下に再度「府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案」が提出せられ、委員附託を省略可決の上、貴族院提出案として衆議院に送付した。

衆議院は本案の第一讀會を開き直ちに九名の特別委員に附託したが、未だ審査を了らざるにまた議會解散となつたのである。

其後第十二回議會に「監獄費國庫支辨の請願」が貴衆兩院に提出され、衆議院に於ては議院法第六十二條により之を受領したが請願委員會に於て「該請願ハ院議ニ付スルヲ要セズ」と議決し、貴族院請願委員會に於ては「右ハ本會議ニ付スベキモノナリ」と議決の

囚ヲ増スト云フ點ニ付テモ政府統計局調査ノ第十一統計年鑑ニヨレバ明治十八年ニ於ケル囚人七萬八千六百八十七人十九年ニ七萬二千九十八人、二十年ニハ六萬四千五百人、二十一年ニハ六萬五千五十七人、二十二年ハ六萬四千八十人、二十三年ニハ六萬九千四百四十六人ト漸減シ、明治二十三年ニ至リ稍々増加セルモ猶十八年ニ比シ九千人ノ減ニシテ、他方、監内死亡者ハ十八年ニ五千五百二十五人、二十年ニ五千五百二十人ナルニ二十三年ニハ二千七百五十六人ニ減ジ居リ彼是、兎ニ角管理上甚ダシキ不都合ナキ例證ト爲シ得ル、又第三ニ各地方ニ於ケル負擔ニ輕重ヲ生ジ不都合ナリト云ハル、モ明治二十二年東京府民一人ニ付キ監獄費負擔ハ十九錢神奈川八錢四厘、千葉五錢五厘、京都七錢、大阪十四錢六厘、高知十錢鹿兒島三錢六厘ニシテ差アリト云フモ云フニ足ラズ、負擔ノ輕重ヲ以テ論ズルナラバ監獄費ノミナラズ警察費モ亦國庫支辨ト爲スヲ要スベシ、尙ホ財源ノ點ニ付テモ不同

案ハ三箇條ニテ極ク簡單ナル案ナルモ極メテ重大ナルモノナル故會期切迫ノ折柄滿場一致ヲ以テ即決アランコトヲ希望ス

○政府ニ於テモ監獄費國庫支辨ノ件ハ財政ノ都合ツキ次第實現スベキ考ヲ有ス。地租條例法中改正法律案ノ地租百分ノ四ガ可決セラレタランニハ十分ニ監獄費ノ國庫支辨ガ相整フ計畫ナリシモ百分ノ三トナリ、政府ヨリ更ニ之ガ補填案ヲ提出幸ヒ協賛ヲ得タルモ元ノ財政計畫ニ比シ尙四百萬圓餘ノ減額トナリタルヲ以テ斯ル財政計畫ノ狂ニヨリ法律案ノ提出ヲ見合セタルナリ、本案ハ三十三年度下半年ヨリ實施トナリ居ルヲ以テ本年ハ半額トナルモ、三十四年度歲計ニ於テ全額支拂トナレバ將來時機ニヨリテハ新財源ヲ他ニ求ムルヨリ外ナキヲ以テ豫メ其ノ點御諒承ヲ希フ

と述べた。次で恒松隆慶君の動議に依

意アル、故ニ遺憾ヲ本案ニ反對ヲ表明ス

次で三浦安君は起つて

○明治十三年監獄費國庫支辨ヲ地方稅ニ移セルハ當時英國ニ在リタル外國債償却ノ爲デアリ、其後年數ヲ經テ外國債十分ニ濟ミタルニモ拘ラズ未ダ其ノ負債アルト同様國庫支辨ニ戻サヌハ不可ナリ、此ノ故ヲ以テ政府モ第二議會ニ國庫支辨ノ案ヲ出シ不幸衆議院ニ於テ否決トナリタルモ是ハ決シテ監獄費ヲ國庫支辨トナスベカラズトノ意ニ非ズ、他ニ希望スル所アリタルニヨル、斯ル故ニ本案ニ御賛成アラムコトヲ希望ス

と述べ、第二讀會第三讀會を開き、再び、本案を可決の後、是を衆議院に送付した。

茲に於て衆議院は本案の第一讀會を開いたが、しかるに、此の度は、政府委員大藏省王稅局長加藤高明君（伊藤内閣）は

○豫算上歲計剩餘ノ分ハ既ニ夫々使途決定シ、監獄費國庫支辨ノ如キ數百萬圓ヲ要スルモノハ到底之ニ充テル餘裕ナク、政府ハ本案ニ對シ反對

り本案の第二讀會を直ちに開くこととなり、本案全體を議題と爲し、大岡育造君、藤澤幾之輔君は原案に賛成の旨を述べ、第三讀會を省略、茲に本案は確立の上、即日貴族院に提出せられた。

尙ほ本案の提出に先立ち堀家虎造君より政府に對し質問書を提出した。之に對し政府からは何らの答辯が無かつたけれども、本案提出の消息を知る上に好資料と史料せられるので、ここに多少の重複を厭はず掲げて置きたい。

監獄費國庫支辨ノ議ハ久シク朝野ノ問題トナリ殊ニ條約改正實施ニ際シ獄政ノ改良上愈々其急務ニ迫レリ曩ニ第十二議會ニ於テ伊藤内閣ガ地租増徴案ヲ提出スルニ當リ財政ヲ整理スルト同時ニ監獄費國庫支辨ノ計畫ヲ以テ議會ノ協賛ヲ求メタリシモ不幸ニシテ解散ノ爲果サズ現内閣ガ地租増徴地價修正案ヲ提出セシモ亦伊藤内閣ト其ノ方針ヲ同フセリ貴衆兩院ニ於テ審議ノ上諸般ノ増稅案ニ協賛ヲ與ヘタルモ戰後ノ經營ヲ完成スルト同時ニ國運ノ進歩ニ伴ヒ此等改良事業ノ爲止ムヲ得ザルヲ認メタル

ガ爲メナリ、今ヤ財政ノ整理其緒ニ就キ條約改正實施ノ期亦近キニアリ
 貴院監獄費ノミ國庫支辨ニ移サル、ノ理アラヤ況ンヤ地方ノ財源ヲ毒
 フタルニ於テヤ然ルニ政府ハ未ダ其ノ法案ヲ提出セズ蓋財政上今猶國庫ノ支辨ニ堪ヘズト認ムルカ將又案ヲ具シテ本期議會ニ協賛ヲ求メラル、ヤ否ヤ明カニ答辯アラソコトヲ望ム。

○過日衆議院ニ於テ藏相ハ監獄費國庫支辨ガ通過ノ曉ハ將來歳出ニ不足ヲ生ジ他ニ新財源ヲ求ムル必要アルヲ以テ其ノ稅源ノ出來ヲ節ハ協賛ヲ得タイト云ハレタルモ新ニ財源ヲ求ムル外詮ナシト考ヘラル、ヤ
 政府委員大藏省主計局長阪谷芳郎君は答へて、
 ○此監獄費ハ元來國庫支辨ナリシヲ明治十三年以後地方ノ支辨トセルモノニシテ行政上ノ統一ニ於テモ亦條約實施ノ上ニモ之ハ國庫支辨トスル

ヲ急務ト爲ス故ニ、財源ヲ更ニ他ニ求メ協賛ヲ仰グ必要ガ起ルト云フ豫想ノ許ニ此案ニ同意ヲ表ス
 と政府の意見を述べ、次で特別委員の選挙に移り、議長は子爵嶋島直彬、子爵曾我祐準、子爵三島彌太郎、男爵有地品之允、男爵紀俊秀、男爵吉川重吉、湯地定基、伊澤修二、高橋喜惣治の九名を指名し、委員は子爵曾我祐準君を委員長に、子爵嶋島直彬君を副委員長に擧げ會議を開くこと一回にして審査を了り、委員長は本案を否決せる旨を議長に報告したのであつた。而して本案は第一讀會の續會を開くに至らず審議未了の儘閉會となつた。
 かくいよいよ第十四議會となる。
 明治三十二年の事である。山縣内閣はあらためて衆議院へ「府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費ノ國庫支辨ニ關スル法律案」を提出した。

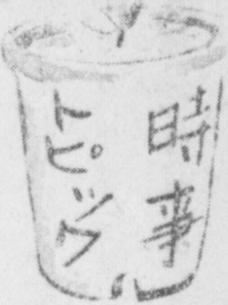
○刑罰ノ執行ハ公平畫一ヲ期スベキモノナルコトハ勿論ナルモ其ノ執行ニ付テハ多クハ費用ニ關係ヲ持ツモノナルヲ以テ從來ノ如ク監獄費ヲ府縣ノ負擔ニ屬セシメ置クニ於テハ事

實上到底治獄ノ統一ハ望ムベクモナク又治獄ノ改良ヲ圖ル上ニ就テモ相當ノ獄舎ノ備フ必要トスルニ、今日各地方ノ監獄ノ實際狀況ヲ見ルニ構造ノ不完全ナルモノアリ又既ニ腐朽頽廢ニ傾キ居ルモノアリテ治獄ノ進歩ヲ圖ルニ甚ダ不適當ナルモノアリ是等ハ漸次改築スルニ非レバ行刑ノ目的ハ到底之ヲ達シ得ズ、然ルニ今日地方ノ實狀ニアリテハ此獄舎改築ノ如キ容易ナラズ、地方經濟ハ年々増加ヲ來シツ、アルニ加ヘテ或ハ風水害等ノ不慮ノ災害ヲモ生ジ勢ヒ監獄建築ノ事業ハ容易ニ完成ヲ望ミ得ヌ狀況ニアリ、今之ヲ國庫支辨ニ移ストキハ各地ノ狀況ニ就キ其ノ緩急ニ應ジ設備ヲ爲シ得ルノミナラズ建築費用ノ節減ヲモ圖リ得ルト考ヘラル、例ヘバ各府縣監獄ニ於テモ同一經濟ノ下ニ建築事業等ヲヤリ行ケバ囚徒中ノ建築熟練者ヲ集メ使用シ得ルト共ニ又材料品等ニ於テモ他ノ監獄ニ於ケル製品ヲ使用シ得ルヲ以テ監獄建築費モ餘額安價トナリ就中從來ノ如ク府縣母ニ其ノ區域ニヨリ監獄ヲ設クルノ要ナク全國ヲ通ジ作業ノ利便ヲ考慮ノ上適當ナル場所ニ監

獄ヲ配置スルコトヲ得ベク囚徒ノ使役作業上ニモ非常ナ利益ヲ得ルコトナリ、又女囚、幼年囚ノ如キハ其ノ種類ニ應ジ適當ナル監獄ニ集メ得ベク、女囚ノ如キ大ヒニ遇囚上ノ改良ヲ圖ルヲ得又幼年囚ニ對スル教育ノ如キモ一層完全ヲ期シ得ルコト、ナル、即チ一面ニ於テ治獄ノ統一ヲ圖ルト共ニ他面時運ノ必要ニ應ジ諸般ノ改良ヲ施行スルヲ得、遇囚上適實ヲ得ルノ結果ハ監獄ノ收入ヲ増加シ當ニ經濟上ノ得策ノミナラズ再犯防退ノ目的ヲ達シ得ルガ故ニ本案ハ速カナル協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望ス

との新規にして明快なる趣旨の辯明を爲したことであつた。議長は内藤正義國重政亮、森本確也、大津淳一郎、金岡又左衛門、松島廉作、首藤陸三、市島謙吉、高木正年、鹽田忠左衛門、島田三郎、山口熊野、前島丈之助、武市庫太、齋藤和平太、大久保鐵作、富永準太、村野常右衛門の十八名を委員として指名した。委員は委員長に鹽田忠左衛門君、理事に國重政吉君を互選の上、會議を開くこと二回にして審査を了つたのである。

が、東亞の反逆兒は益々孤立無援である。蔣のため米英は、今回の參戰は「國民政府の存在を強く印象せしめんため」の工作である「などと、ひたすらその影響を過小評價しやうと努めてゐるが、内心は日華兩國の對重慶決意の表示として、重慶へ深憂をよせて居り、敗者の悲哀は限りがない。



國民政府の參戰

一月九日中華民國國民政府は敢然米英に宣戰を布告、帝國と戰爭完遂協力に關シ共同宣言 租界還附 治外法權撤廢の協定を結んだ。これまで緊密な提携や共存共榮の程度にあつた兩國の關係は茲に文字通り同生共死、完全な一心同體のものとなつた。共榮圈内國民の喜びは言ふまでもなく、福軸國も擧つて之に共感を表明した。まことに米英擊滅とアジア解放の最高目標實現への一大飛躍である。

對重慶戰線が強力な一翼を得たことは、重慶にとつて恐怖と狼狽の外なく、空しい援蔣に期待をかけるばかりだ

支那の三多
 支那人は何にでも三の字をつけるのが好きで、各地に「三多」がある。貴陽では古來「天に三日の晴なく、路に三里の平なく、人に三分の銀なし」と云はれ、雪と山路と登民が三多となつてゐる。重慶の三多は、いろ／＼云はれるが、こゝでは法幣が多く、シラミが多く妾が多い。敗戦のどさくさで太る一方の成金や役人將軍等の上層には少くて五六人、多くて十數人の妾

が、東亞の反逆兒は益々孤立無援である。蔣のため米英は、今回の參戰は「國民政府の存在を強く印象せしめんため」の工作である「などと、ひたすらその影響を過小評價しやうと努めてゐるが、内心は日華兩國の對重慶決意の表示として、重慶へ深憂をよせて居り、敗者の悲哀は限りがない。

は普通のこと、女學生あり、洋行歸りのインテリ女性あり、飢餓の逼迫に應じて妾の豫備軍は益々膨脹しつゝある。しかもバーマネットにハイヒールのモダンなお妾さん達が豪華な邸宅の庭園でシラミと取組んでゐる風景が到るところに見られると云ふ。

役人の統計によると一日大小の會議數四十五回の記録がある。何れにせよロクなものはなく敗慘各地のみじめな表徴ばかりだ。

米國の「闇」
 國民生活の窮乏が波及するにつれ全米に各種の闇取引が充満しつゝあることが窺はれる。最近の情報による具體例を擧げると――

家賃地代統制令の適用されてゐる全國國防工場地區中二十一ヶ所において六十名の地主が地代停止令違反で告發、全國百十六肉類罐詰業者は價格無斷引上げの廉で物價管理局から告發された。又ワシントンノ二大商店ヘヒト商會並にウッドワード・アンド・ロー・スロップ商會も最高小賣價格法違反で告發等、之らは代表的な違反事件に過ぎず全米一萬二千の食料品店及び肉屋の

内價格違反は四割に達する。最も甚だしいのはガソリン統制違反で違反者は東部地方のガンリンスタード五百中七割に及ぶと報告されてゐる。一枚のガソリン切符でも悪用すれば一萬弗の罰金又は一ヶ年の體刑となつてゐるが、切符の闇取引は少しも衰へず、ニューヨークなどでは組織的なガソリン切符の闇市場が摘發された。例のギャングも盛に

この方面に跳梁し、ダイヤヤコーヒの闇で檢擧されるもの相次ぐと云はれる。尙一月七日から東部十七州等は一切の不急不要自動車運轉の禁止令が實施された。違反者はガソリン切符を取上げられることとなつて居り、影響範圍は八百四十萬人に上るだけに、多年安逸にふけた米人の苦痛は闇の横行を必至とするであらう。物質の國アメリカの惱みは募るばかりである。



刑政俳壇 當季隨意 白田亞浪選

母に會ふ囚徒に冬日あたゝかく 府中井上しのぶ
夕みぞれ病監に粥配り來ぬ 同
冬木道戰車が埃あげゆける 同
破れ芭蕉鶏舎雞の目を欲りしけり 臺灣田上田林
風邪籠窓の蜜柑を見てばかり 高松三原いしろ
石踏の花島の學校まだ休まず 同
紅葉照る山次ぎ次ぎに車窓にせり 同
雪積る街中の木の二三本 松江川津草筏
大雪の街月光にねむりたる 同
舟も見えず湖の初日の大きさよ 同
麥の畝伸びし地平に屋根浮ぶ 青森稲田浩
吹雪中喊聲止りトーチカへ 同
ゆらくと紫煙ながれて冬日さす 久留米木屋實道



刑政歌壇 當季雜詠 白井大翼選

夫在さぬ留守田一面朱に染めいま元朝の太陽上る 宇都宮 高島明峰
新俵土間に積みかさねにひ年を祝ぐ兄の家には吾は歸りぬ 八日市場 小川太市
風の見張に立てばかじけたる手をこすりつつ心ゆるめず 甲府 秋山進
鈴ふりてみ子は舞ふなりみ社の篝火たちて初空白む 富山 折越人
宮城野の町家の空の夕明り暮れても風のなほあがりをり 宮城 志賀宮童
狭庭べにはせる庭の切いもにいてふの黄葉の散りそめし見ゆ 横濱 先崎寧芳
日の光明る過ぎたり林間の素枯れ草生にゐる鳥もなく

寒月や素足見せゆく人細き 同
炭木伐る一と日山鳩ふくみなく 青森荒川一
山の子が此處にも木の實拾ひるし 同
神苑の深きに八ッ手花見せぬ 小倉木村素川
露あびつつも御詔をかしこみぬ 同
傘の雪拂ふ音しぬ夜のしじま 富山あきを
父待ちつ夜の炬燵に蜜柑むく 同
豆殻を焚く雪の日の鶏きこゆ 富山折越人
咲き残る茶の花白し霜けぶり 同
勝ち風の一つ夜空に唸り澄む 小田原大木舟波
軒渡る風に干菜の音しけり 同
南天の實赤し雪をうち透かし 三重勝島精一
嶺々の雪冴えて月夜の黙ふかし 同
氷る土仕事始の鍬入れぬ 前橋彦永
氷る月赤城は空にはだかれる 同
燈の光げの白きに多籠 久留米松間仁
映下る後には師走盡きんとす 静岡金桂花
舞ひ落ちて彩縷めし木の葉かな 廣島深見右左吉

新入の少年囚の感想録辨が高いと書いてありたり 前橋 砂山路夫
霜枯れの狭庭明るく月ありてひともの菊白々と見ゆ 網走 緑延
美しく晴着飾り娘等のゆく利根橋上に冬日なごめり 前橋 石山流二
時ならぬよべの寒波は曉の男體白根岳に初雪見せぬ 宇都宮 高島明峰
縁に出て尿を放てる幼子の今宵は月のなきをつくるも 青森 荒川一
北の護南の護かたくして十二月八日は事なし暮れぬ 八日市場 小川太市
下總の干潟のぬ原霜晴れの空いや澄みて大人來ります 同
天幕の隙間通して射る月に戦友の寝顔はほのかに白く 青森(在滿) 稲田浩
明けきらぬ霜の朝街逞しく産業の戦士連れ立ちて行く 名刑 鈴好
つぶらなる酔愛しも櫻子は張り持つ糸をひたにみつめつ 八日市場 小川太市
奥山にふりきし雪に見入りつつ裁きまつ身の何おもふらむ 津山 片山昇
囚人を叱り乍らも心には熱き泪のこみあげて來ぬ 名刑 堀場半柳子

★すべてを戦争へ